

24/9/30 名古屋市議会総務環境委員会（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）:おはようございます。ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

本日の案件は、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に関わる検証委員会からの最終報告についてであります。それではまず当局の説明を求めます。

鳥羽スポーツ市民局長：失礼いたします。

本日当委員会でご調査いただきます案件は名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証委員会からの最終報告についてでございます。

令和5年6月3日に開催されました名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に関しまして、今月18日、検証委員会から市長に対し検証の最終報告が提出されましたので、その内容等につきましてご調査をいただくものでございます。

当局といたしましては、検証委員会からの指摘を重く受け止めまして今後御提言を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

臼井総務課長：恐れ入ります。

それでは名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における、差別事案に係る検証委員会からの最終報告について、お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、説明資料の1ページをお願いいたします。

1、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証委員会の概要でございます。

（1）設置趣旨でございます。令和5年6月3日に開催されました。

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案につきまして、人権擁護の観点から問題や課題点などを整理分析した上で、原因を究明して再発防止を図り、もって市民の信頼回復に繋げるための検証を行うものでございます。

次に（2）委員構成といたしまして、第三者の立場から、公平公正に検証していただく外部の学識経験者に加え、市主催の討論会で発生した事案でありますことから、市として真摯に反省しつつ今後どのようにすべきかを、行政の視点から責任を持って検証検討するため、行政職員も構成員に含めることといたしまして、御覧の委員構成となっております。1枚跳ねていただきまして、左側2ページをお願いいたします。

（3）検証結果経過でございます。

学識経験者委員によるヒアリング調査や11回にわたります検証委員会を開催され最終報告に至ったところでございます。1ページはねていただきまして、左側4ページをお願いいたします。

(4) 検証の対象となる差別発言についてでございます。

差別発言に係る状況といたしまして、討論会当日の発言状況を掲げさせていただきました。右側5ページに参りまして、障害者差別についての法令との関係といたしまして、討論会当日の発言につきまして、障害者基本法、障害者差別解消法および障害者差別解消推進条例との関係をまとめたものでございます。

1ページはねていただきまして、左側6ページをお願いいたします。

2、討論会の開催に至る経緯でございます。

平成27年12月の名古屋城天守木造復元事業に係る整備事業者の募集から令和5年6月の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までに至る経緯をまとめたものでございます。

右側7ページに参りまして、3討論会後の状況でございます。

討論会の主催者である観光文化交流局による事後の対応および総務局スポーツ市民局、健康福祉局が行った対応を掲げさせていただきました。

続きましてその下、4事案における問題点と検証でございます。

この7ページから14ページにかけまして、検証委員会から報告のありました14項目の問題点や評価などを掲げさせていただきました。

初めに、7ページ、4の(1)討論会とされた経緯でございます。

討論会の目的の不明確さ、討論会の名称の不適切さを掲げさせていただいております。

1枚跳ねていただきまして、左側8ページをお願いいたします。

(2) 事案の事前の準備でございます。

このページには、毎年実施してきた市民向け説明会とは異なる特殊性、問題発言の想定の高さを、そして右側9ページに参りまして、スケジュールの設定の無理、委託業者の連携体制の不十分さを掲げさせていただきました。

1枚跳ねていただきまして、左側10ページをお願いいたします。

人権侵害のリスクの想定不足を掲げさせていただいております。

続きましてその下、(3)当日の運営の実施責任体制でございます。

このページには、運営進行に関する認識と意識の共有不足を、そして右側11ページに参りまして、差別発言への対応を掲げさせていただきました。

1枚跳ねていただきまして、左側12ページをお願いいたします。

このページには、差別発言に対する市長のコメントを掲げさせていただきました。

続きまして、(4)市が差別事案に対して適切な対応ができなかった背景と遠因でございます。

この12ページには、ア 史実に忠実な復元の解釈等の不一致を、そして右側13ページには、イ 市としての方針を明確に理解してもらうための情報提供の不十分性、ウ 職員の苦悩や葛藤を掲げさせていただきました。

1枚跳ねていただきまして左側14ページをお願いいたします。

このページには、公募選定後に、無作為抽出によって市民討論会を開催する際の進め方を掲げさせていただきました。

右側15ページに参りまして、後再発防止に向けて取り組むべき事項でございます。

(1) 再発防止に向けた提言を掲げさせていただきました。

検証委員会より、職員研修の充実、差別事案発生防止のための体制作りなど示されたところでございます。

1枚跳ねていただきまして16ページに参りまして、(2) 市民からより一層信頼を得るための提言を掲げさせていただきました。

検証委員会より実効性ある人権条例の制定などが示されたところでございます。

続きましてその下、6終わりにでございます。

人権条例の制定により、市の姿勢を市民に明確に示すこと、そして市民がお互いの多様性や人権を尊重し、安心安全に暮らせる社会の構築への期待など、検証委員会から本市に対していただいたご意見を掲げております。以上簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：説明が終わりましたので、ご質疑等があればお許しいたしますが、検証委員会からの最終報告については、その性質上、他局に渡る内容を多分に含んでおりますが、あくまでも人権の観点からの調査となりますので、その点をお含みおきいただき質疑を行っていただくようお願いいたします。それでは質疑を許しいたします。

くにまさ直紀（民主・東区）：資料16ページの終わりにの部分についてお伺いいたします。この分では提言として、市長は個人の見解ではなく市としての方針を正確に市民に伝えること、また市長は行政機関の長として、職員が誤解のないような表現を使用し、市民の誤解や分断を生じさせることがないよう意識した事業運営に努めること。

こういったふうに記載があるんですけども、この点について市長はどのように受け止めているか情報を把握しておりますでしょうか。

伊藤担当課長：ただいまご指摘のありました点につきまして、市長からは、9月18日の最終報告書の提言を受けた後の報道機関からの取材の場において、この終わりの部分の提言を踏まえた発言がございました。

その際に意思疎通を十分取れるようにしっかりやりなさいというふうに言われているので、それをしっかりやるということをまずおっしゃっております。

また、検証委員会から直接報告書を受け取った際にも、検証委員の皆さんのお気持ちが実現できるように精一杯やっていきたいと、お話をいただいているところです。

こうした報告書について市長はそのような受け止めということでお話をいただいております。以上でございます。

くにまさ直紀（民主・東区）：そういたしますと、市長本人からこの提言を受けてしっかりと適正なもうここに終わりについてという記載のある提言を受けた行政運営をしていくというこれからされていくという認識でそれはご本人の発言ですから、今後そういう運営がされていくという認識で間違いなかったでしょうか。

伊藤担当課長：報告書を取りまとめました事務局としましては市長の発言ということで、しっかりと受け止め、その受け止めをしていただいていると考えております。

くにまさ直紀（民主・東区）：そういたしますと今後市長が個人の見解ではなくしっかりと市としての方針を正確にいつ市民に伝えていく。誤解や域市民の分断を生じさせない行政運営をされるということですので、それをしっかりと注視していきたいと思います。以上で質問あります。

服部将也（民主・北区）：私も数点確認をしておきたいと思いますが、今回この検証委員会においてですね、最終報告が取りまとめられたということでこの間にご努力をいただいた検証委員会の皆様方には敬意を表したいというふうに思っております。私も見させていたんですけれども、基本的に何て言いますか、頷けることばかりでございまして、おかしいところはなかったというふうに思っております。その上で数点お尋ねをしておきたいと思いますが、まず市役所職員の皆さんの人権意識についてでございますが、私は普段議員として、市の職員の皆さんと接しておって、市の職員の皆さんの人権意識が著しく低いということはないと考えております。

ただこの度のような不測の事態が生じたときのいわゆる対処によってですね、いくらその観念的にわかっておったとしても、適切な対処ができなければ、やはり全体の意識が低いと評価されてしまうんだろうと思います。

そうした意味でですねぜひ、意識が名古屋市の職員として、これからも高めていく努力、これは継続して行っていただかなければいけないと思いますが、不測の事態に対処できる職員の皆さんであるためにどうしていかれるのかお考えを伺いたいと思います。

伊藤担当課長：今回の件につきましては、人権意識、人権感覚の希薄さというところが多分に指摘されております。

そうした部分につきましては、スケジュールが厳しかったとか、いろいろ複合的な要素もありまして、あとはマニュアル、そういったものがですねシミュレーションができていなかったというようなところもございました。

今回再発防止というところで、委員からも指摘をされておりますが、まずは知識、そういったものについては名古屋市の職員しっかり身につけているというところで、やはり今回の再発防止で繰り返し指摘を受けてますのは、実際の現場で動けるようにだとか、実践的な内容実効性、こういったことをですね、繰り返しされておりますので、スポーツ市民局としましては、まずはそのマニュアルが実践的になってなかったということで、見直しも行いますし、またあと、研修、そういったですね、職員、全市的な職員の知識以外の部分、そういったところでですね、動けるようなところを高めていく、そういったところに力点を置くということで進めてまいりたいと考えております。

服部将也（民主・北区）：わかりました。

ぜひこれはですね、怠りなく取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ改めて指摘をしておかなければいけないことがあります、それはですね、市の最高責任者である市長がその場に出席していたということですね。

その上で、適切な対応ができなかったということこれはとても大きなことだと思います。

この報告書の中にもですね、職員の苦悩葛藤の部分で、記述がございますけれども、ここにですね、討論会当日における、差別発言に対して適切な対応を行うことができなかった遠因という表現があります。

この遠因というのは、読み込むといろいろ考えられるわけですが、私は、当日、ここに市長がいたということについて、市長の存在、その場の存在に対する遠慮ではなかったかというふうに解釈をしておりますけれどもそこら辺りいかがでしょうか。

斎藤担当課長：市長の出席そのものにつきましてのご指摘がございました。

市長につきましては、今回その討論会をですね、開くに当たりまして、直接市長に市民の生の声を聞いていただきたいということがございましたので市長の出席は必須だったということは確認をしておりますが、今回のですね、今委員ご指摘の職員には苦悩と葛藤、その評価のところにもありますように市長が、昇降技術1階2階までだとか、内々には否定的な見解を示していた。

そういうようなことが、職員ですね苦悩や葛藤だとか市長の意向を気にしながら事業を進める、こういったですね苦悩と葛藤が様々なですね、意見対立の準備不足の他ですね、当日のところに対しても影響があったということは指摘されておりますので、委員ご指摘のところは指摘されてるというふうには受け止めております。

服部将也（民主・北区）：私が申し上げたいのはですね、どういうことかということ、人権問題に関してね。

当然これしっかりとした認識を持たなければいけないそれ前提だと思うんですが、その上でですね、もしもその人権侵害、あるいは疑いでもいいと思いますが、そうしたその逸脱行為があった場合には、正しい対処対応をするのにですね誰に遠慮することもないんですね。それはやはりしっかりとご認識をいただきたいと思っています。

人権の啓発というのは、名古屋市の大きな仕事でもあると思いますしもっと言えば全ての事業政策これを進めていく上でのですね、まさに前提だと思いますね。

それが今回こういった形で悪い形で出てしまったというのはもう残念などという言葉で表現しきれないと思います。

そうした意味で、今後の市の責任としてですね人権問題についてどう、取り組みを進めていくのかこれはぜひ決意のほどを伺っておきたいと思っています。

人権施策推進百草部長：今委員の方からですね非常に重い、また正しくですねご指摘いただいたというふうに思っております。本当に今回の件につきましては市職員きちっと知識等は持っているというふうに思っておりますし、当日適切な対応ができなかったという様々な苦悩だとかですね葛藤なんかもあったとは思いますが、そうであったとしても、やはり市の職員としては、市民の安心安全を守るべき立場でございますので、そうした姿勢をしっかりと持ってですね何事があってもその姿勢を貫かなきゃいけないというふうに思っております。

そういうことがきちっと実践できるように今後私どももですねし研修等も通じてしっかりとお伝えして参りたいと思いますし、まだマニュアル等も改正いたしましてですね、ガイドブックという形で改めて実践的なものにしてまいりたいと思っておりますしもう一旦作り直したけれどもそれを常に見直しを図りながらですね、市職員がきちっと市の市民のですね人権を守るような行動ができるように考えてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

服部将也（民主・北区）：私は市の責任ってのはとても重いというふうに思っています。この度、差別的な発言をされた方も含めて、市民の方々であるという認識をですねしっかりと持っていて、広く人権問題について関心を寄せてもらえるように、正しい理解をしていただけるようなご努力を引き続き地道に、怠ることなく進めていただきたいってことは強くこの際要望しておきたいと思っています。

大村光子（減税・昭和区）：ありがとうございます。では私の方からですがけれども、まずこの最終報告書の方からちょっとお尋ねしたいと思っています。

まず第三者委員会に調査を委ねることは、賛成であるということ意見をまず述べさせていただきます。

この名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る検証についての最終報告を確認すると、35ページの確認した事実の下から5つ目を、ですね、職員ヒアリングにおいて市長レクや副市長でこの場での市長や所が副市長からの発言をパワーハラ

メントと受け止めていた職員がいたことがわかったというふうにあります。一方、その下には市長ヒアリングによると市長は言葉遣いは丁寧ではないが、人格批判は絶対にしない、権利侵害のようなことはしないとのことだった。

またその一つ下には、所管副市長のヒアリングによれば所管副市長がハラスメント的な発言をしたことがないとの認識を示した一方で、本人受け取り方にもよるとの記述があります。今他県や他市でもパワーハラスメントが大きな問題になっている昨今ですので、非常に慎重な対応が必要かと思うので、ちょっと尋ねさせていただくんですけれども、この3者の発言を読む限り、パワハラをしたという事実が認定をされたわけでは現時点ではないと思います。これはあくまでも、3者からの証言という認識でよろしいのでしょうか。

伊藤担当課長：委員ご指摘の通り、検証に当たって関係者にヒアリングをした中でそれぞれの発言があったものをここに記述しております。

大村光子（減税・昭和区）：それでは、報告書の内容を検討する段階で、パワハラの実証に對しての調査を行って事実確認をした上で事実のですね、有無も含めて報告書に掲載するような、そんなあの方法もあったかと思うんですけれどもような議論というのはされなかったのでしょうか。

斎藤担当課長：ご指摘の点につきまして、検証委員会としましては、ハラスメントの有無自体ではございませんで、ハラスメントを受けたという職員の内心に対する影響問題点として捉えておりますので、ハラスメントとですね、あの感じる職員が生じるほどに、コミュニケーションが取れていない時期があったということですね指摘しておりますが、そのような職員の苦悩と葛藤が差別事案の原因として影響を与えたということで評価をされたものでございます。おっしゃったようなですねいろんな憶測そういったのもありうるのでこの表現とかですね取り扱いについてはかなり検証委員会の中でも先生が有識者の委員で議論をしております。ハラスメントにつきましては、市のハラスメントの所管もございましてとにかく、この報告書ではですね、あのヒアリング記録調査してますので、そういったものもあの公開されております。

そういったですねヒアリング記録を見た市民が様々の憶測を生むことがないように、今回報告書のような形で市長所管副市長の関係発言も聞きそれぞれ掲載し、またですね、表現としまして、そういったハラスメント管理職員が生じるほどにコミュニケーションが取れていないという、そういった苦悩と葛藤そのことですね、部分を委員として捉えたというような議論の中で今このような形と、いうふうになっております。以上です。

大村光子（減税・昭和区）：私の方が申し上げたいのは、何回も申し上げたように、他県とか他市でもパワハラのが大きな問題になってるので、本当に私は慎重な対応が必要かな

だというふうに思うので、要するにパワハラというふうに言われた側の名誉や社会的評価に深く関わる問題だということもあるかなというふうに思います。

事実確認をする前に記載することのリスクとか、そういう影響とか、さっきちょっと議論も若干あったとおっしゃってましたので、その辺は皆さん議論された中で問題はないものということでご掲載されたということでもいいんでしょうか。

報告されたということでもいいんでしょうか。

伊藤担当課長：はい可能な限りそういったあくまで発言があったという事実にとどめパワハラがあったかどうかというのは、あのですねしかるべき所管でやるというふうな前提のもとに、ですね、検討されたということでございます。

大村光子（減税・昭和区）：いろいろ新聞記事も出てるかと思えますけれども、中にはパワハラを疑っているような言葉も使用されているため市民の皆さんの中にはまだ暫定パワハラが断定されてない中であっても、パワハラがあったというふうに認識される方もいると思います。

何度も申し上げますけど非常にこれ慎重に対応が必要だと思いますし、あと2次被害、これもある意味人権意識の一つだと思うんですね。

なので2次被害を生まないためにも今後慎重に調査を行っていただきたいという要望を、言わせていただきます。

以上です。

さわだ晃一（公明・西区）：パワハラの話があったので、少しお聞きしたいと思うんですけど、これ第三者委員会は総務局なので、皆さんの所管ではないというふうに思いますが、その辺はどういう関係性ですか。

伊藤担当課長：委員ご指摘の通り、ハラスメントに関する調査については総務局でございます。

我々の人権に関するというところでございますが、6月3日討論会の差別発言に関するですね、市の職員が適切に対応が取れなかった。そういった部分の検証を行うということでございます。ぜひ委員指摘の部分は総務局の方でしっかりやられるべきというふうな仕分けになっております。

さわだ晃一（公明・西区）：パワーハラスメントがあったのではないかと、との記述、そういうふうな受け止めた職員もいたのではないかとという記述。これね第9回の議事録に全部載ってるんですね。

私全部読みましたけど、そこを読んでからしっかりこの場に臨んでいただきたいというふうに思いますが、その上でこの検証委員会と全く切り離して、このパワハラに関する第三者委

員会が、全く切り離して議論をするということは、私は不可能だと思いますけれどもそうした意味で、当然聞き取った情報とか、ありますよね、職員に関するヒアリング、市長副市長に関するヒアリングありますけれども、これはきちんと第三者委員会に情報提供すると、協力をすると。

つまり一体不可分まではいきませんが、相当の協力関係でもって第三者委員会に協力をして調査をしていく、調査に協力をするこういう姿勢で局としていいですか。

伊藤担当課長：当局としましてはしっかりと協力して資料提供等やっていただくみたいと考えております。

さわだ晃一（公明・西区）：ということは、この人権問題の検証と、そこから出てきたハラスメントの問題、これ切っても切れないうことでいいですよね。つまり一つの流れの中で審議をされると、こういうことでよろしいですか。

伊藤担当課長：まず、当検証委員会のヒアリングの中で出来た発言ということでございますので、あの総務局の方の第三者委員会きっかけとか、こういった状況かというところで行きますと我々の方から関連しているといいますか、今回の名古屋城のところでは職員が感じたということは繋がっていくと思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：ちょっと聞き方変えますね。

つまり、この検証問題の目的を読むとね、やっぱりしっかり検証して、今後こういうことが起きないようにということが、あの再発防止の提言ということもね、踏まえて人権条例だとか、障害者差別解消条例の改正というところまで、本当に一步踏み込んだご提案をいただいて、なぜそれが大事なのかって、小林先生だったかな、ずっと原案を作っていたら人権条例なんかはね、非常に詳しくご説明をいただいているシーンも私も感銘をいたしました。この目的ってのはそういう二度とこういうことを起こしちゃいけないと。

そのために検証する、そしてさらに具体的な提案をするという構成になっている中で、パワーハラスメントに関する第三者委員会の結果というのは、当然、遠因になったわけだから、当然この検証結果とそれから事後の対応策に反映をしていくという意味で一連の流れですよねと。一体ですよって私は申し上げてるんです。

その件はいかがですか。

人権施策推進百合草部長：今ただいま委員の方からですねご指摘ありました検証結果という形ではこれは一旦これでということに思いますけれども、この検証報告を受けて今後名古屋市をどうしていくか、ここの部分は今後の私どもの流れという形になります。

踏まえましては、市の施策を考えていく人権に関しましてですねリーダーシップをとって、市の施策を考えていくのは私どもの立場でございますので、総務部の方で今後行われますの

で第三者委員会の結果も踏まえながら、市の施策として私ども生かせるべきところは生かしてしていくというところで当然必要になりますので、そんな形で進めていくべきだと思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：今回人権のあれなので、あの人権の検証ということなので、具体的にこの第三者委員会の結果をどのように、今市の政策としてとおっしゃいました。それは事業局である観光文化交流局にも関わってくる問題だと思うんです。

パワハラを受けてどうするのかもしくは、この第三者委員会が一定の結論が出るまで、その間、具体的な対応が観光文化交流局として取れるのか取れないのか、取るとしたらどういう理由で取るのか、全貌が明らかになってないか中で、これはきちんと検証結果を出て、総括をしてそれから次に進むっていうその総括のありようの問題をここではお答えできないと思うので、後の経済水道委員会に託したいというふうに思います。一旦終わります。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：先ほどこの35ページに載せるこの文言については慎重に検討をして、そのパワハラという言葉、言った言葉で憶測が生じないように、憶測が生まないように、こういう形にしたというようなご発言だったと思いますけど、憶測が生じてないというふうにお思いなんでしょうか。

伊藤担当課長：委員のこの表現につきましてはやっぱり委員間で相当ですね、議論をした中でございますので、少なくともそのパワハラがあったなかったかをこの検証委員会としてですね、表示すると、そういう形にならないようにということで作った文書というふうに、事務局では受け止めております。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：私が質問をさせていただいたのが、この言葉によって憶測は一切生じてないと思っているかどうかを伺っています。

伊藤担当課長：これは市民等ですね、受け取り方はいろいろありますが、検証委員会としましては可能な限り、若干それぞれの発言を事実として述べるということと、あくまでこれコミュニケーションがですね取れてなかったという事実、これが苦惱葛藤の遠因だということとをですね、示すというふうにやっていますので、すいません、市民の受け取り方とは別に委員としてはですね、そういったことが生じないようにということで、表現という形にしております。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：さっき大村議員も言われましたけれども、実際に憶測で市長がパワハラしたんだってと、そういう言葉が実際に市民の方から飛び込んできてます。新聞報道にも疑いとパワハラの疑いと書いてあったり、また本会議の質問の中においても、パワハラ疑いという言葉だけが独り歩きしてるのではないかと。

もちろん、市長にも、担当副市長にも同じように人権があるわけで、先ほど服部委員がおっしゃってましたけれども、そういった人権問題の、逸脱すべきじゃなくても、疑いがあれば、そういった人権問題に疑いがあれば対処するべきとおっしゃる通りなんですけれども、今この言葉を載せることによって、実際に先ほど大村委員が言われましたけど、2次被害を産んでいるというふうに私は思っています。

もちろんパワハラを受けたと書いてあるわけではないです。

今おっしゃったようにそれぐらいコミュニケーションが取れてなかったということ为例にしてあげるのに、パワハラというねパワーハラスメントと受け止めていた職員がいてそれぐらいコミュニケーションがとれていなかあったという言葉为例示するのに、もしこれを例示するのであれば、もっとその先にね実際にそういう言葉があったのかどうか、今認定はされてないと言われているわけなので、その中途半端な状況で、ここに言葉を残すというのはこれ公文書に当たるわけなので、これは片方で人権の話をしていて、これを書くことによって、人権問題そういったことに、私はこの報告書は問題が起きてると思ってます。もちろん、すいません私が発言してますので、これから市長もしっかりあの第三者委員会でやってほしいと言ってますので、ここから明らかになった上で、これ中間報告でも何ともないわけです。最終報告なわけで最終報告であるならば、こういった声が聞こえてきたならば、それを実際にあつたかどうかを確認して、その上で最終報告をするべきだったと思いますが、この段階で最終報告としたのはここにいらっしゃる鳥羽局長もこのメンバーに入ってみえるので、こういった経緯で、まだはっきりもしていないことをこの時点で載せて、これを最終報告とするに至ったのか、そのお考えと経緯を伺います。

鳥羽局長：パワーハラスメントという表現が出ていることについての経過等のご質問をいただきました。先ほど来担当課長がご説明しておりますように実際にこういう発言があつたという事実、これはパワーハラスメントがあつたというわけではなく、そういうふうに受け止めた職員がいたという事実。この事実は現にあるわけでございまして、その事実をしっかりと表現する必要があるということとございまして。ただ、憶測が生じないようにということで市長のご発言、それから副市長のご発言も併記して書かせていただいた、そういうことで最大限配慮をしてここに載せさせていただいたということとございまして。やはりヒアリング等をいたしましたそのヒアリングの議事録といいますかそれは、そのまま残してございます。それをしっかりと市民の方に公表していくということもこの検証委員会の検証過程ですね。それで、その客観性というのをしっかりと担保していくということも必要でございましてのでそういったところで、議事録を公開するということが前提にございましてので、もう一つはですね、これも担当課長申し上げましたが、それが今回の差別事案の遠因として考えられるという、それは一つの要素でございしたので、それをこういう形で載せさせていただいたというものでございます。

実際に確認をするというのは、今回の検証委員会の範疇ではございません。

今後総務局の方で上げられる第三者委員会で、実際にパワーハラスメントがあったのかどうかということを検証するものでございますのでそこら辺を含めてご理解をいただきたいと思います。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：今こちらではなくて第三者は今の検証委員会ではないというようなことでしたけれども、実際にここにパワハラという言葉だけがね、本当はかなり市民の方からも言われてる、実際にあったのかでも答えられないですね。

まだ何もしてないわけだから、何もあの検証委員会をしてないわけだから、担当が違うからではなくって、担当が違うのであればどこに依頼をせず、そしてその担当局からは依頼をしてこういう結果が出ましたということで、最終報告書に載せるならわかります。これ聞いたことは全部書くと、それだったらもういろいろ今までもあると思うんですね。我々もあの議員間でもあるでしょうし、誰かが言ったことをそのまま載せるだけでは、それが一人歩きしてしまいますのでしっかりこの検証をするっていうことは調査をしてから、それから載せるべきであって、局が違う申し訳ないんですけど、発言中です。その上で、こういったものを出すべきだと思いますけど、それは担当の局に依頼対応してこういう結果を担当局から受け取ってます、それを最終報告書で載せますという考えには至らなかったんでしょうか。

担当課長：まずこの検証につきましては先ほど申しあげました通り、6月3日討論会におけます差別事案のですね、職員が適切に対応できなかった、こういったところをですねまず指名にしておりますのでこういった点につきまして、まず報告をするという形でやっております。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：討論会についてね、適切に対応できたかどうかとかいうことの検証その使命だとおっしゃったんですけど、その使命を果たすためであれば第2次被害が今実際に生まれてるわけですけども、そちらの使命は全うするけれども、ここに書かれた市長副市長についての人権については、特に何らお考えはなかったということでしょうか。

伊藤担当課長：繰り返しになって大変恐縮でございますが、こういった記述の方法だとかです、元々ヒアリング記録こういったものはですね、あの報告書の客観性を担保するため今現在も報告、全てですね公開をしております。

こういったところですね。

逆に言うとヒアリング記録だけでですね、憶測が生まないようにどうしたらいいか、いろいろですね、書き方もしくは報告書でもですね取り扱い方そういったところをですね、有識者委員の中で会議の中で議論した形になっておるといことと、やはりハラスメントにつきましては総務局の方でやっていただくというふうな判断で、まず報告書の方を取りまとめておるといことでございます。

なので配慮の方はそういった議論がされた結果でございます。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：何度も申し上げますけれども、このパワーハラスメントハラスメントだけが独り歩きしているというのが事実でありまして、客観性とおっしゃってその職員のヒアリング、そしてその後市長や副市長のヒアリングも載せてるから、それをもって客観性と言われているかもしれませんが、一般的にハラスメントと取られるようなことがあったと言われる側とそんなことはないと言われる側と、それを天秤にかけたときにハラスメントがあったのに言い訳してると思う方も出てくるわけです。

最終報告書にして、調査もしてなくてここにその言葉を並べるということはやっぱり受け入れがたい。

この最終報告書で、先ほどもおっしゃってましたけど認定も何もされていない。

それからこのね、本当に私は第三者委員会で明らかにするべきだと思ってますので、こうやって受け止めた方もいらっしゃるなら、その方のことも守りながらしっかりやっていただきたいと、そこにはなんらやっていただきたいよという思いだけですけれども、この報告書にまだ認定もされていないことを客観性を持って書いたと言えるものとは思えないということをもまず言わせていただきます。

それからこれ新聞報道によりますと、実際に討論会で、そういった発言をされた側の方が、その検証委員会に対して、ですけれども、検証委員会は私にも差別発言をした人たちにもヒアリングをして欲しかったという言葉が載ってるわけです。これこそまさにこれから名古屋市がどうしていくかというところで、この方々がこのとにかく差別を受けた方がそのように思われていることに対して、その方にお話を聞こうということは検討はされたんでしょうか。

担当課長：まず結論としましては聞いていない状況がございます。検証委員会としましては討論会での差別事案に対する原因究明と再発防止が大きな役割となりますが、検証委員会の初回にですねどういったような範囲でやっていくかという議論などもしております。

そうした中で、いわゆるその差別発言を行った個人だとかそういったところではなくて、市民全体に対して偏見や差別解消の普及啓発をどうしていくのかという形です。ね捉えまして、まず差別発言をした方々へのヒアリング等は行わないというような形で、いわゆる検証委員会では市民への普及啓発が浸透していない状況で、市民からの差別発言を生み出してしまふような環境を作ってしまったそういった運営側の責任ですね、そういったところが問題であるというようなところの議論がされまして、市に対する調査を基本として行うことになったというような経緯がございます。以上です。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：市に対する調査っていうのは本当に重要なことだと思っておりますが、その検証委員会に対して、その差別を、差別発言をしたか、方からのって今おっしゃったんですけど、この報道に載ってるのは、その受けた側ですね、というそういう発言をされた側ではなくて、受けられた方が私にもヒアリングをして欲しかったと、そうであるな

らばもちろんこの方は市民の方ですし、本当に名古屋市が変わっていかうと思ったら、職員や市長や副市長に聞くのは当然ですけれども、そういった方にお聞きするべきではなかったのかというふうに思いますが、もう一度ご意見を伺いたいと思います。

斎藤担当課長：今ですね、委員のご指摘また差別発言を受けた方の思いとしてそういったような発言があったということにつきましては報道の方で受けております。この検証の方法内容につきましては、検証委員の有識者の方々と話し合っていて決めるという中でやってる中で大変申し訳ございませんが、そういった被害者の方に聞くというふうなところの話にはならず、まずは市の責任とこういったところを検証という形になったということでございますのでご理解いただきますようお願いいたします。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：同じご答弁でしたので今後なんですけれども今後あってはいけないんですが、まずこの最終報告書を副市長もいらっしゃって、鳥羽局長もいらっしゃって他にも局長がいらっしゃって、そういった方々がいらっしゃったにも限らず、こういった言葉が独り歩きしていくような、この内容については今後はもう少し丁寧に慎重に誰にでも人権があるということを入れた、こういった公文書を作成していくべきだと思っておりますので、そのことは今後はお気を付けいただきたいという私の意見を述べさせていただきます。以上です。

渡辺やすのり（自民・北区）：まず私の方は初めにですね、この検証委員会の最終報告書、完成するまでに書かれた全ての方々のご尽力に敬意を表しますとともにですね、皆様の献身的な取り組みによって、ここまで質の高い報告書が完成しましたことを評価をいたします。討論会事業そのもの自体は観光文化交流局ですが、検証にあたって確認したい事項を数点お伺いさせていただきます。

これ討論会の当日にですね、YouTubeで配信が行われた、これ今までですと市民向けの説明会では録画配信を行っていたとのことですが、なぜ今回ですね、配信方法を変えて行ったのか、これはどのような考えでこのライブ配信で行われたのか、ちょっとお聞かせください。

伊藤担当課長：ご指摘の点につきましては検証の中で、委員の方から観光文化交流局に確認をしておる内容になりますが、まず市民に開かれた会にすべきという考えのもとで名古屋城総合事務所の発案でYouTubeによるライブ配信を行うことという決定をしたと確認しております。

元々は当初はですね、討論会後に動画を編集してアップロードすることも検討されていたというようなこともありましたが、速やかにありのままを市民に伝える方法としてライブ配信を行うこととしたというふうに聞いておまして、またその中ではですね、討論会当日に差別発言が出るような事態までの想定はちょっとしていなかったというような話も伺っております。以上です。

渡辺やすのり（自民・北区）：これ最初からですね、ライブ配信ありきで検討していたということですか。

伊藤担当課長：ライブ配信については、元々ですね、今回の討論会を受託していた業者については、市民向けの毎年やっている市民向け説明会、そういったところでもですね受託している業者で登録が配信というものはやっていたんですが、ライブ配信というのはしてなかったというふうに聞いております。

当初は録画配信を想定をしていたようですが、その後にはですね、やはり速やかに市民の方にはですね、開かれた会として伝えたいということで、ライブ配信ということに切り替えたというふうに聞いております。

渡辺やすのり（自民・北区）：こちらですねこちらの方ほど参考資料16の方で討論会参加者申込書にですね、これ参加動機の記入が求められていますが参加を希望される方々は様々も思いをですねここに記載され、参加をされたのかなと思っております。この参加動機欄から想定することのできるリスクは何だったと思われませんか。

伊藤担当課長：参加動機欄に関するお尋ねをいただきました。

まずですね、会の名称が討論会であったことから、参加動機欄には、討論内容に関心があるためだとか、バリアフリー設置案に反対するためといったような記載がございまして、参加者に討論の場として議論を戦わせるというですね意識に影響をですねあったそういったことがですね、伺うことができたということや、あと障害者に配慮する考え方に疑問を持ったからというような記載、そういうようなですね文からしますと、差別発言が発せられる契機になるような部分のものがあったというふうに指摘されております。

渡辺やすのり（自民・北区）：会の名称が、討論会であるためですね当然、参加された市民の皆様の中には、お互いに意見を出し合って議論を交える場であると思ひ、参加をされた方も多くいるだと思ひます。

これあらかじめですねリスクを想定したとしたら具体的にはどのようなものだと思ひますか。

伊藤担当課長：検証で確認しましたところ、申込書にこういった参加動機欄を設けていたにも関わらず、記載がされたですね、全ての内容に十分に目を通しておらず一部にとどまっていたというようなことも確認をしております。

またですねこういった記載内容について、委託業者としっかり共有の方をしていなかったということも確認をされてます。

そういったことをですねしっかり確認をしておりますと、やっぱりその市民の間で意見を言い合うような事前のリスク想定に気づきまして、注意喚起だとか事前の問題が発生した場合の対応そういったようなですね、準備、そういったところが、本来であればできたのではなかったかと考えております。

渡辺やすのり（自民・北区）：こちらみます討論会ですね今回の討論会みますと、委託業者の間でですね討論会の目的についての認識の違いがあったようですが、認識の相違があった内容を改めて確認をさせてください。

伊藤担当課長：市と委託業者との間で認識の違いについてのお尋ねをいただきました。まず委託業者につきましては、討論会の目的をですね、昇降技術の設置のぜびについて議論を行い、理解を深めるというものに認識しておりましたが、市側にはその認識はなく、従来から行ってきた市民説明会と同じような職員の説明に対して市民が発言するというような認識でといったことがわかりました。

なお、企画段階で委託業者が提案したときの内容はワークショップ形式により、市民同士で意見を出し合う、そういったことで相互理解を深め、結論を出していく方法であったということからも、当初からですね、その市と委託業者の認識の違いがあり、それがその後も形式的には揃っていきませんが、そういった部分の認識の違いが影響していたというふうに推察し、とされております。

渡辺やすのり（自民・北区）：これ認識の相違があったことによって結局ですね、これどういった結果を招くとなったのか、お聞かせいただいてもいいですか。

担当課長：認識の相違というところからの、結果の影響についてでございます。委託業者の意向によりまして、討論会当日に参加者に記入していただいた意見質問用紙というものがございしますが、事前の打ち合わせではこれはあの司会者が紹介をするにとどめるという予定としておりましたが、実際には司会者が紹介をした上で、記入者に補足説明を求めるよう変更されておりました。

その際にですね、市民間で言い合う、委託業者としましては市民間で言い争ういいえことについて、違和感がないということもあり、昇降技術の設置に賛成反対の自由に議論するというような状況が作られていきその準備が不十分であったというところに繋がっているというふうに確認をされております。

市と委託業者とのですねそうした連携が不十分なまま事業が進められ、結果としてこういった差別事案が発生し、対応できなかったということについては、職員の人権意識の希薄さが招いたというようなところに指摘されておまして、またですね、委託業者に市が頼る中で市側の責任の所在が不明確であったと、そういう指摘もされているところでございます。

渡辺やすのり（自民・北区）：事業を推進するにあたって情報や認識の共有がしっかりなされないままです。事業が進められたということが結果として、リスク想定を初めとした人権に対する意識というものが希薄になっていたのはまさにこれ報告書の指摘の通りだと思います。

全体を通して、職員の人権意識の希薄さが見て取れるので、市の人権意識をしっかりと高めていくってということはこれ、必要不可欠です。この報告書で指摘されたことを市として真摯に受け止めて、信頼回復に向けて取り組みをしっかりと行っていただきますことを要望します。私からは以上です。

中村しゅうへい（公明・名東区）：この検証委員会の最終の報告を読ませていただきまして本当にこれまでの経緯を踏まえてこれ以上ないも振り返りを行っていただいているなということは感想でありますけれども今後このようなことがないようにという部分で再発防止のことについてお聞きしたいと思います。

資料の10ページの方にあります人権侵害リスクの想定不足というところがありましてここに書かれているそのマニュアルが現実的に役立つものと受け止められていないという一面があったということが書かれているわけですけれども、その後資料の15ページの方を振り返ってみますと、今度はマニュアルの抜本的見直し提言がされたというふうな書き方をされています。元々このマニュアルどのようなマニュアルであったのかと、具体的にどのように見直しが行われているのかということをちょっと教えてください。

担当課長：差別事象、マニュアルに関連するお尋ねをいただきました。まず従前のマニュアルでございますけれども、従前のものにつきましては、基本的な考え方や対応のポイントのみを記載した簡素なものでございまして、具体的には差別発言があった場合の報告の流れだとか、単に差別発言をした人に対して中止を求めるとともに、正しい理解と認識をさせるというような内容でしたが、実際に中止に応じていただけない場合など、現実的な対応の記載という点では不十分でございました。

そうした点をですね反省しまして、差別発言予防のための会議冒頭の注意喚起の発言例であったり、現実的に発言中止に応じない場合の対応例を盛り込む、そうしたことやですね、あとは具体的差別の場面を想定しやすくするため分野別の事例集を加えるなど、実践的時またはですね職員が実際に行動に移せるようなイメージが付きやすいそういったガイドラインとして見直しを行ったところでございます。

中村しゅうへい（公明・名東区）：ありがとうございます。

そのマニュアルの方の内容が実践的によりなったというふうに見直されたということですが、そのマニュアルの周知が不徹底であったというにも指摘されているんですが、その周知はどのように見直しをされているんでしょうか。

伊藤担当課長：マニュアルの周知についてでございますが、これまではですね、毎年、市の中の企画調整担当課長等連絡会議という場で全庁的に周知を図っておりましたが、その後ですね、人権に関する職員研修なども見直しておりますので、そうしたですね、新規採用時、課長補佐、課長承認といった各階層の節目ごとにですねそういった研修とやっておりますが、そういったところで改めてマニュアルに関するですね、内容の周知もするというようにしておりますし、またですね今後の差別事案の報告をですね前、全庁的に集約するというようにしております、その集約した内容を踏まえてですね、毎年マニュアルの記載の事例集だとか、内容見直しバージョンアップをですねするという予定もしておりますので、そのバージョンアップの都度周知徹底というのをですね、しっかりと繰り返しやっていくということで予定しております。

中村しゅうへい（公明・名東区）：ありがとうございます。

最終的にはこのマニュアルがどんどん更新されていくというところでもありますけれども、マニュアルの中で全て解決できるできないこともあるかと思えます。結果的に結局のところこの討論会等がこれからも行われる中で職員の方が問題発言がた場合にとっさにどういった構造が、また判断ができるかっていうところをかと思うんですけどもそういった点っていうのはどのようにお考えでしょうか。

伊藤担当課長：委員ご指摘の通り、まずマニュアルがあってもですね、それをですね活用するのが人職員ということでございます。またその点につきましては再発防止というところで、あの報告書でも指摘がされておりますが、職員研修の充実といったところで、職員研修、総務局と連携して我々も内容についてですね、対応しておりますが、人権意識、人権感覚の育成として、ワークショップ等ですね、あの参加型人権教育を通じて知識として知るだけでなく習得した知識を行動に結びつけることのできる実効性のある研修内容をですね検討すべきというようなあの提言もいただいております。そうしたこともありましてですね、既に今回の名古屋城での差別事例の内容を研修に取り入れているところでございます。

またですね、今後、先ほど答弁いたしました通り、全庁的にですね、差別事案だとかその対応ということを集約するというようにしておりますので、そういう中でもですね、やはり職員がより身近に自分事と感じれる、そういったような内容をですね、また研修等にも反映して充実を図るなど、やはりリスク想定しやすくですね実践的大きなものにつく、そういったとっさの判断に結びつくような、職員の人権意識、人権感覚をですね、高めていくそういったような研修の内容、取り組んでいきたいと考えております。

中村しゅうへい（公明・名東区）：職員の方に本当に大変にあのご足労おかけするんですけども、ぜひよろしくお願ひします。再発防止としてマニュアルや研修の話をしていただいたんですけども、その他にも全副市長や局長で構成している人権政策推進会議の企画運営

っていうのを見直すなど様々提言されていたわけですがけれどもしっかりと受け止めて再発防止を強力に進めていただきたいと要望して私から終わります。

成田たかゆき（自民・天白区）：ありがとうございます。

今回第三者委員会による最終報告ということでありまして、極めて中身のあるそして客観的な事実をつぶさに捉えた下に渡った資料であるということ、調査報告大変ある意味感謝を致すところでもあります。

この事実に基づいて、一層市としてはご努力をされるべきというふうに思っております。報告書からは討論会の繰り返しになりますが、目的の不明確さから名称の不的確さ、さらには問題発生の想定甘さ、そして無理なスケジュール感、人権侵害リスク管理想定不足こういった辺りのことが指摘をされておりました。改めて伺いますが、この報告書からはこの法的に見ても明確な障害者差別であると、断定をされている章がございました。

これ当局としてどう評価をされているのか、いかがでしょうか。

伊藤担当課長：ただいま委員から御指摘がありました通り報告書においてですね具体的に障害者基本法だとか差別解消法だとかですね、本市が持っています差別解消に関する条例、そういったところでですね、明確な障害者差別であるというようなことが書いてございました。これ障害者差別の健康福祉局所管の条例ではございますがそういったものに職員が実際現場で気づけなかったと、それに対して対応ができなかった。

またですね、この報告書にありますこういった法に従ったですね対応するというもので、職員対応要領というものもございます。

そういった点からしますと、まず、今回の差別発言、そういったもの自体が法令違反というような部分に、趣旨に合致してないというものがありますが、そういった法令をですね遵守すべき守っていくべき市の立場として、それもしっかりできてなかったということで、我々人権に関する研修とかやってまいりましたが、そういったところは真摯にまた反省している。こういったような法令がしっかり守らなきゃなかったということで受け止めております。

成田たかゆき（自民・天白区）：それはね、どのタイミングで、差別であると認識し、断定をされたのか、いかがですか。

担当課長：まずですね討論会の後にですね、様々な観光文化交流局におきましてヒアリングをした中で、酷い発言だなというふうな個々の職員の受け取りはございましたが、まず討論会、すぐですね、我々人権の部署でありますスポーツ市民局、また障害者差別ということがございましたので健康福祉局もですねそれぞれ状況を把握しながら、まずはあの差別用語というものもございましたし、それ以外のものについてというところもございました。

なので、特に今回の方につきまして障害者基本法だとか障害に関する法令、この部分につきましては、討論会直後にですね、まずはあの健康福祉局の方で整理をしてご判断をいただいたというような形になっております。

成田たかゆき（自民・天白区）：あのねそんなね画一的なね、何か念には念を入れて、それを差別だというふうに断定認定ということを知ってるんじゃないんですよ。

どのタイミングでこの本市は、もしくはその場にいたものが、全体として差別ということを知ったんだと理解をしたんだと、これは差別なんだということを知りしめる、その思いに立ったのがいつなんだということを知ってるんだ。

健康福祉局のなんだ、認識考えがわからないと、それはそうじゃないということを知りたいのか、障害者一人のね、人権が守れなかったんだよ、まず。いつ当局ないし、本市はそれを差別というふうに認識をしたんだということを知ってる

鳥羽局長：当日の差別的発言をいつ認識したかということでございます。

私6月3日、この討論会に参加はしておりませんでした。この討論会でこういうことがあったという速報を同日、その6月3日に聞きました。その瞬間にですね、これは大変な差別事案であるという認識をいたしたところでございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：それを何先ほどおっしゃった話でいうところの、名古屋市全体で認識をしたというのが先ほどの答弁になるの。もう少し詳細にお話いただけないかな。

もう既に前段の委員会等で議論がなされているなら申し訳ない。私はこれに参加するのは初めてだ。

私もあの映像を見た。ひどい呆れてものが言えない。市民一人、人権が守れない状況を生んだんですよ。

この報告書からは、まさに名古屋市の認識の甘さが指摘されてるんですよ。どうであったって、だって目的は名古屋城なんですよ。しかも本来はバリアフリーに関する市民討論会だ。過去に行われる説明会と訳が違うということ。

もっと読み取れば8月の名古屋市の文化庁に指し示すためのスケジュール感もあって無理があったと言ってるんだよ。ね、つまり本市が全て招いた事案だから名古屋市さんしっかり責任を持って、重く受け止めて今後こういったことがないようにということを知ってるんですね。

何も客観的事実を曲げろとか、それはそうじゃないとか、そんなことを知りしめる第三者委員会じゃないんですよ。

そもそものスタートは名古屋市なんです。名古屋城木造化にしたいんだよ。

市民の幸せの実現と、この名古屋市の象徴的なものとして、もっと言えば市長の思いとして実現をしたいんだ。

そこに今、名古屋市全体議会も含めて一丸となって取り組むというときにこういう事案が起きてしまったんだよ。だからこの委員会が開かれて、報告が行われて、本日人権に特化した部分もあるかと思いますが、しかしながら市民一人の人権を守る守ってくれなかったということに立ち返ったときに今日の委員会がある。わかりますか。

当日、そのご本人に散会后、誰も声をかけなかったのか、この点について所管かどうかわからないけど、参考までに伺っておきたいけど、

百合草部長：はい、いいえ今成田委員がご指摘の通りですね、当日、差別発言を受けられた方、この方に対して昨年度私も委員会でも答弁しましたが、職員が誰もですね事後にも駆け寄ることがなかったということを確認しております。

成田たかゆき（自民・天白区）：最低だよ。呆れてものも言えないしそもそも名古屋市だよ。どこからお話があって、それを何か隣で聞いている話とは訳が違う。

いろんなやり方をしますよ市長さんが無策で集めて、こうして討論会あるのは初めてだとか、なかなかないそうじゃないよ。元々は名古屋市がやろうという施策に対して、その事業を実現しようとするに対して、お招きをして、ご参加をいただいた30数名でしたか。その中で起きてしまった事案。

誰も何も言わない。先ほど渡辺委員がYouTubeの話されたけど、配信をされてなかったら、もしくはもしかしたら隠蔽すらあったのかもしれない。どこまでつまびらかになったのか、私は現場にいなかったし、映像を見るしか、その現実はわからないけど、おぞましい姿光景だよ。

市民一人の人権すら守ってこれなかった、まずこれは由々しき事態。どうであってもいいわけがない。重く受け止めていただきたいと思います。まずはそれを申し上げておきたい。そこで今回やるべきことっていうのは、フラットに考えて、まず何よりも再発防止ということ。この委員会においてはそれが主な議論すべき案件だと思います。

実現性のある再発防止策が求められる中で、人権条例の制定とこれがうたわれていると思うんでね。

先ほどはその関係マニュアル職員研修の反映、全庁的な周知徹底と、こういうことになっていきますけども、まずその人権条例についてなんだけど、落ち着いて伺いたい。

今名古屋市特定の条例、人権にまつわる条例を持ちだと思いますが、これは何ですか。

斎藤担当課長：現在ですね、あの人権に関するそういった対応を定めている条例につきましては、男女平等参画推進なごや条例、名古屋子どもの権利条例、あと障害者差別解消推進条例といったところが定められております。

成田たかゆき（自民・天白区）：つまり男女平等女性かな。から、子どもから障害者ところに特化した特定分野としての人権尊重に関する条例が制定されていると。これなぜ、これは

設定をされたのか、そしていつ頃それが制定されたのか、これについて伺いたい。おそらく他局にまたがることになるかと思えます。

なる部分もあると思えますけども、その部分もしてあれば、参考まで伺っておきたいんですけどいかがですか。

伊藤担当課長：まずそれぞれですね、条例の施行時期でございます。まず男女平等参画推進なごや条例につきましては、平成14年の4月1日に施行をされております。

またあとですね、なごや子どもの権利条例については平成20年の4月1日ということでございます。

あと障害者差別解消の推進条例については平成31年4月1日でございます。

それぞれの時期でちょっとですね詳細と言いますか所管のですね、確認をしておりますところでは、それぞれですね、それに関する法律など国の法律などが先行してあって、そういった法律がある背景だとかそうした法律に基づいて、それぞれ市が作った計画、そういったような事前のですね、全体的なそういったような背景がある中でちょっと作られてたというところは確認をしております。

成田たかゆき（自民・天白区）：基本的な情報で結構ですけども他の政令市においてはこの人権条例、今申し上げた伺った、いわゆる特定の条例ではなくて、いわゆる全体を網羅する意味での人権条例、そういったものが、政令市他の政令市では、こういったところが設定されているのか既に。

伊藤担当課長：人権条例のですね、政令市の設置状況でございますが、現在既に制定されておりますのは川崎市と相模原市。大阪市と堺市の四つの自治体において制定をされております。

成田たかゆき（自民・天白区）：これ多分おそらくね、地域特性によって人権条例の取り扱いといいますか背景というものは、おそらく異なるのかなということは、素人目で見てもあるのかなという気はしないでもなく、一方で人権条例があんまりどこでも当たり前のようにあるというわけではないということが、今のお話によると、20政令市のうち4政令市で確認がされていると、こういうことなただけども、現状では不十分だったのか、奇しくもこれは早まったのか、この人権条例を定めるべきだと、結果こういうことになっているんだけども。

この点について当局としては、その人権条例どう受け止めているのか、どういう考えで今までいたのか、1個2個3つ、女性子ども障害、特定分野の人権尊重に係る条例だけは制定されている中で、その辺の認識、いかがですか。

伊藤担当課長：まず人権条例に関しましては、本市におきましても市民の方からのそういった制定のですね、要望等というものは受けておりました、既にですね政令市の他、この愛知県の方でも条例を持っているというところもございますので、現状はですね、まず情報把握というところでちょっと止まっていたところではございますがそういったですね、人権条例の必要性というものは認識をしておりますして今回、こういった経緯もございましたのでしっかりですね提言を受けて、人権条例、先ほど四つの政令市と申し上げましたが、都道府県におかれましても、いくつかございます。

そうした中でも特に名古屋市の実効性のあるというものを求められておりますので、特にですね、市としてはやはり人権施策のですね、トップを走るようなそういった条例ということの必要性をですね、感じておるところでございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：例えばねこの包括的で実効性のある条例をこれから制定しようということなんだけど、きっと市民における人権というのは、先ほど既にご発言ご説明のあった女性から子ども障害者ここに加えて、高齢者あるいは部落差別、そして外国の方、外国人さらには最近言われるセクシャリマイノリティこういった問題ということで、かなり人権ということになった折、相当ターゲット広範にわたるのかなというふうに思われる中、例えば多分当事者意見、意向からこれまで、それからみなに向かって、様々な場面での応用、やっぱりその実効性のあるですからね、相当数こなしていき当局におかれては、この人権条例を制定するに、よほど時間も要すると思われましても、そういった課題の整理と、時間的なもの、こういったことを視野に入れているのか伺います。

担当課長：まずですね、こういった人権条例の提言をいただきました。特に実効性のあるというふうなところもいただいております。まずですね、あの市民意識を把握するための市民アンケートの調査、こういったものをですね速やかに始めたいと思っております。

またですね、実際の実効性があるということでございますので、人権侵害の実態というところになりますと、やはりそういった少数のですね当事者の方々、場合によってはそういった方をですね支援しているというところに関するですね、意見聴取だとか、の具体的な内容、本市の対応はまた今後考えておきますが、先ほど申し上げた挙げました他都市の調査などをしてみますと、やはりそういった当事者の意見だとか、そういったところ広くですね、まずは市民の意識だけのみではなく、やはり実際にあの差別を受けられてる方々そういったところの調査、そういったところのあとですね、また条例を作るとなりますと、先ほどからご指摘いただいております。

男女だとか子どもだとか障害、既にですね条例がございます。

そういったところのですね、一般法と特別法のような補完するような条例というふうな指摘もありますが、そういったような整理また基本条例との整理そういったところもありますしそういったところをですね、全て整理しまして、まずはその包括的で実効性のある、そういったものについて相当な分量はありますがやはり期待値も高いので、拙速にならないよう

に、かつですね、そうは言いましてもしっかりと意見聞いて取り組んでいくということで考えております。

成田たかゆき（自民・天白区）：決してね、この条例、人権条例を作らなければならないという事態に陥ったというふうに私は評価をしてるんですよ。

だから、政令市 20 市あっても 4 都市しかないんでしょう。

もちろん、例えば最近ハラスメントということもね、話題にもあって、そういうハラスメントというものを含めた人権というもの、しかもそこは個人ということに言及してくると、先ほど契機というお言葉もあったけど、でも違うじゃない。本来はこの 1 人、市民 1 人の人権を守れなかったことに起因してんだよ。

ちなみにこれにどれぐらいの時間をかけて、例えば今回これで、第三者委員会の報告が 9 月に出ましたね、最終報告。

先ほどの、もう一つ、パワーハラスメントっていう言葉も出てきて、新たなその第三者委員会を設置するということもある。しかしながら、1 人 1 人、権利を有する人権というものは、なかなか時間も待てないんだよね。

精査すべきことは精査すべき。おそらく理念的なものだったら多分そんなに時間はかからない。

でもどうしても実効性のあるとなると、相当数の課題をクリアしていかなければいけないというハードルがあるかと思います。おおよそ今の段階でこういう目途でということがあるのであれば、伺っておきます。

伊藤担当課長：目処というようなお話がありました。

人権条例につきましては委員ご指摘の通り非常にですね、多くのあの人権分野がありまして、またその意見聴取そういったところによってですね、実際にこの地域においてどれだけのもの、リスクといいますかそういった人権侵害行為があつてどういった場合によっては規制なのか啓発なのか、の辺りはですね、非常に数多くですねそういった人権関係団体にお伺いしないといけないというところがございますので、目処というものは、ちょっとそういったものをですね、まだお伺いしてない段階でちょっとめどを立てることは非常に難しいとは思っていますので、ちょっと本市の条例をですね申し上げることは非常に難しいんですが、他の自治体等を見ますと大抵そうですねそういった実効性だとか見てますと 1 年以上かけてるのが他都市の例でございます。

ちょっと我々のついてるんですね。目処はちょっと経っておりませんが、特に今回、しっかりとしたものということでございますので、まずはしっかりと団体を聞いて、やっていきたいと思っておりますのでちょっと相当数ちょっとお時間はいただくのかなという、この状況でございます。すいません。

成田たかゆき（自民・天白区）：そうすると、よくよくそれは理解をするんだけど、この9月ですよ。それは新年度予算を待つことではないよね。

例えばある一定、金額はそこまで大きいものではないのかもしれないけど、先ほども申し上げたようにその人権に関わる分野というものは裾野が広い。時間もかかるとなれば、一定数、組織の中で、新たに進めていかなければいけない事案として求められる時間と予算もあるかと思う。そういった中では明らかに、例えばいつから逆に始めるのか、例えばそれは議会に対して補正予算を組むほどの内容になるのか、こういったところも含めてもう既に検証検討されてると思うんだけど、その辺はいかがですか。

百草草部長：今成田委員の方から時期等ですねご指摘いただきました。課長も答弁しましたように今年予算いただいている部分もございまして市民アンケート調査、こちらの例年やってみるとは別に、ネットによりましたのはその条例に関してですねどのような形が市民が求めているのかっていうまず一般論をお聞きしなければいけないだろうというところで、早速こちらの方は本会議でも答弁しましたけれども、着手をするという手はずでございまして。

また並行しまして、様々な団体さんお見えになりますし私どもで言えば、あの部落の関係のやつですね団体の方々からも、従来からこうした条例を作ってほしい。ただしのこともなことがある、様々提案を受けております。

そうしたことをしっかりと受け止めながらですね、並行しつつでございましてけれども私ども全力の中で上げてですね、この条例の制定に向けて突き進んでまいりたいと思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：ざっと総括的にお聞きしたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：だいぶある。ちょうど今12時なんです、皆さん休憩入れようと思うんですけどいかがですか。終わらんでしょう。

休憩を挟みたいと思いますので。再開1時ということでお願いいたします。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：それでは休憩前に引き続き総務環境委員会を再開させていただきます。質疑はよろしいでしょうか。

さわだ晃一（公明・西区）：それでは本編のですね中間報告はもう既に行われておりますので、今回新たに加わったあの部分を中心に、前回とどこが変わったのかとか、何が加わったのか、いうことを中心に、主にこれ先に申し上げますね。検証委員会の皆さんが市長並びに副市長の責任をどう捉えているのかと検証した結果、責任があるのかないのか、ないってことはないよね。そこをちょっと端的に聞いていきたいというふうに思います。

今回原因究明と再発防止策ということですので、二度とこういうことが起こらないようにというご提言も出ているというのは先ほど申し上げた通りでございまして。その上で、あくまでもこれは木造復元を進めていくためではなくて、人権問題として今後こういうことが起こ

さないようにというこういう縦分けだというふうに理解しておりますけれども、まず一点確認よろしくをお願いします。ここどうですか。

伊藤担当課長：まず中間報告後に検証したという部分でございますけれども、まず市長においてはですね、あの背景遠因としてその討論会の検証前段階。例えば、令和3年11月の本会議では、公募により広く募集を募り、より上層階できれば最上階の5階まで、バリアフリー対応できる昇降技術を求めていくと答弁をされておりました。

またそのあとにですね、公募選定後の令和4年12月5日市長定例記者会見におきまして、垂直昇降設備の設置は一、二階までということでご発言をされております。

この発言が可能な限り上層階までと定めた付加設備の方針の考え方と異なるということで、職員が困惑することになったということがあり、こうしたところが背景遠因にあります苦悩と葛藤というところに繋がりますとともに、また史実に忠実な復元の解釈、こうしたところがですね、市長と副市長以下のところでですね、十分なすり合わせこういったところが、十分にできてないままですね、市民に情報発信がされたところがありまして、それがですね、一、二階までであったり、市長が昇降技術に否定的な見解をするため、つけないんだろうというふうに考える市民、元々ですね、より上層階まで付けという意味様々なですね、そういった意見をですね市民が持つ、そういったところが討論会のいろんな意見対立を広げたところの素地になったとか、そういったようなところがですね、他に指摘をされたところがございます。

さわだ晃一（公明・西区）：ちょっと全部喋らんとしてそれ読めばわかるから。今おっしゃったことはねごめんなさい。こちらの聞き方が悪かったと思うんですけど、この検証委員会はその、新たな中間報告とは違う部分で、一定のまず事実確認を行ってますねと、それからそれに対して価値判断を行っていきなすねという構成になっています。

それでちょっとこっからお聞きしますけれども、まず最初におっしゃられた、本編でいくと30ページ、市が差別事案に対して適切な対応ができなかった背景、遠因って書いてありますけど、これ何で遠因になったんですか。なぜ遠い理由なんですか、どういうふうにこれは遠因という位置づけにされたのか、直接的な原因とせずに遠因とした理由って何かあるんですか。これは別に重い話じゃない。何でかなと思っただけなんで。

伊藤担当課長：こちらを遠因とした理由でございます。

まず最初ですね検証を始める段階でまずは討論会を始めるにあたりまして、直接的原因究明を行うと、まずそれをもって中間報告とするというふうに立て付けました。

その際ですね、あらゆる討論会の企画そういったところですね調査を始めたというところでございます。

実際に討論会の目的の曖昧さだとかスケジュールだとかそういったところが中間報告で指摘をしたところがございます。

実際にですねそういったところを伺う中で、ヒアリングの中で、ここにありますように史実に忠実な復元の解釈だとか、苦悩と葛藤につきまして、ある程度うかがわれる部分があったんですが、やはり直接的な原因というところになりますと、いわゆるアンケートだとか、どの階まで設置するのかそういったものが曖昧になった、やはりその部分を直接的な原因と捉えて、ではなぜそういった当日の運営がされたとかアンケート、そこは苦悩と葛藤と、要はあの企画よりずっと前の公募の選定後令和4年12月だとかというような整理をですね検証委員の方でされてなったということでございます。なので、背景、直接的な関わりがないといいますが直接的なところに影響するということは中間報告の段階では意識されておりましたが、このような区分になったということでございます。

さわだ晃一（公明・西区）：つまり、端的にその短期間の間の市民討論会で起きたこと、その直接的な原因もさることながら、さることながらそこに至る背景、これまでの経緯が重要だって検証委員会の皆さんは判断したのでこの項目を作った、こういう理解でいいですか。

伊藤担当課長：はい、おっしゃる通りでございます。

さわだ晃一（公明・西区）：つまり遠因って言われると、何か直接的な要因じゃないから軽んじられそうな印象を受けるんだけど、今の答弁ではっきりしましたね、重要なファクター事実がここに書いてあるということがわかりましたので、一つずつ見ていきたいと思います。まず最初史実に忠実な復元の解釈の不一致、これについてはよく皆さんご存知で市長は史実に忠実な復元を進めろという、それから局の皆さんは本質的な理解の促進、これを掲げて走ってました。これがとうとう埋まらなかった。

最後にということをして市長ヒアリングの中でも、検証委員会の先生方が市長に対してヒアリング。これも私全部読みましたけど、ほとんどかかみ合っていない。

一方的な市長の価値観の押し付けをやったように私は読めましたけれども、これは様々主観だからね、あえて申し上げますけれども、ちょっとこれは難しいことになるかもしれませんそうした市長ヒアリングを受ける前、受けた後の検証委員の先生方の市長に対する心証の変化、これはいかがなものがありましたか。

伊藤担当課長：心象というところはですね、難しいですが、中間報告の際にも史実に忠実な復元という部分について市長には確認をしておりましたが、やはりその段階でも有識者の方々も十分にですね、理解が難しかったというところがありました。この割と最終報告に当たったの市長のヒアリングでお話を聞いた中で、ある意味過去にさかのぼるといいますか、新しいものを作ることじゃなくて元に戻るというふうな考え方で、そういうことだったのかということによってちょっと驚きといいますかそういったような感触のご意見なんかはあったというところで、ちょっと心象までいくのかどうかあれですが。

さわだ晃一（公明・西区）：ちょっと変えますね。

実はホームページに、事案における問題点と検証における記述の変更点つまり中間報告と最終報告で変わった点をザッと全部あの黄色文字、赤文字で書いてあって、これも私全部目を通させていただきましたが。やっぱり大きく変わったのは前回前半の中間報告の時点では、推認とか推察という言葉が、今回の最終報告では、ほぼ全てがこう判断すると、しかも主語を入れて検証委員会としてはこのように判断をすると、こういうふうの流れがザッとあるんですね。その中で、ここからはね市長に対する責任ね、この今質問した史実に忠実な復元の解釈の不一致を起こした原因、これは市長にも責任があると、こういうふうには思いますけれども、検証委員の皆さん方また検証報告書から読み取れる部分の解釈を教えてくださいいただけますか。

斎藤担当課長：解釈につきまして、すり合わないまま事業が進められたということで、委員の中では会議の中ではすり合うまでずっと意識合わせをやるんじゃないかというふうな議論がましたので、ちょっと直接市長といえますか、要は市長、職員全体に対してご指摘があったというふうには受け止めておりますが。

さわだ晃一（公明・西区）：わかりました。

この価値判断をねするのは難しいと思うんですけども、つまりここが最初の出発点なんですよ。

それから検証委員会の皆さんの理論構成としては、まずこの価値観の不一致、史実に忠実の部分それから、本質的価値の理解促進、つまり本質的な価値を、局としてはね、理解してもらうためには当然足を運んでもらって実際に見てもらって、どういうものかっていう価値を理解していただくというためには人を入れないといけないっていう、ことから、当然バリアフリーだとかいろんなことに発展をしていく繋がっていく、だけど市長は、本質的忠実に復元することなんだというところを全く譲らなかった。これは事実ですよ。

伊藤担当課長：考え方におきましてはそのようなところでございます。

一つ補足です。ただしやはり公募で、市長の個人的な思いということも報告書に書かれておりますが、やはり公募でやった事実というものは受け止めておるので、それは1階までというその公募については尊重しないといけないというふうな話も、補足では市長の思いとは別に、あの行政の長としてそういうことはご発言いただいております。

さわだ晃一（公明・西区）：まず、そのずれが最後まで埋まらなかったから、次の段のことが起きてくるっていうことで、その次の話、その根源的な部分としては今の二つの価値観が全くお互い、歩み寄ろうとした方もいたかもしれないけれどもそれが結果的に調整として失敗しています。

そのことが明らかにね、後々なっていくんですけども、このあの全ての原因はそこだ、全く譲らないから市長は、その齟齬が出てくるという、あの検証報告書はそういう建付けになってますよね。

次の質問いきますね。市民理解のための情報提供などの不十分さ、これが次の項目として、出ております。

この中で様々間違った間違ったという市の本意ではない情報発信がなされたというのが、今伊藤さんお答えになった公募も含まれてますよね。つまり、市長は史実に忠実な復元ということをごだわるあまり、エレベーターはつけない。

これは今でも、副市長ヒアリングの中でも副市長ははっきり言っている市長の考えはどうですか、委員の先生から聞かれて、つけないですって。この後に及んでいってますよ。これってやっぱり、全く歩み寄ってない。全くあの妥協点を見出そうとしていない市長の姿勢が、副市長の検証の言葉から明らかになっています。

そのことについて、これいくつか問題があってこれはね、あのぜひ、私は財政福祉委員会じゃないわ経済水道委員会でやっていただきたいんですけど、こっからちょっとまだ質問しないからちょっと聞いてくださいね。

先ほどおっしゃった公募の話。我々議決してます。

公募の予算を、これどう説明するのか。破棄した場合に、つけないとした場合にね。

それから公募した応募した会社は、おそらくこれは専門的な名古屋城専用の昇降装置を開発するということなので、開発の投資もしないといけないだろうし人も雇わなければいけないこれ推測ですけど、そういう状況の中で、公募の条件と違う条件を後出しじゃんけんでされるってことはどうなのかという問題。

それから市長は尺取虫って言ってましたけど、他の委員会で、それは結局公募に応募しなかったんですよ。

今回の国際コンペに応募しなかった。応募しなかったことを取り出して、服部先生も同じ委員会にいたのでよくご存知かと思うんですけど、応募しないことをさも実現するかのようには誤解を与えるような発言を委員会でも繰り返しているってということになりますので、こうした公募における齟齬が生む、今後の問題はぜひ経済水道委員会できっちり議論をしていただきたいなというふうに思いますけれども、これね確認したいんですけど、この昇降技術を何階まで登らせるか、エレベーターと昇降技術を混同していたということもあるけどね。

市長はいくら昇降機だと言っても、エレベーターと違って聞かなかったという証言もあるのでその混同も、ちょっといくら説明しても別物だと違うものだとして理解していただかなかった。その部分も問題があると思います。副市長と市長と局の考えがこれバラバラですよね。この点、市長は本当はつけない。つけない。だけど1階か2階という記者会見で言っている局は、近いから1階はマスト。

できる限り最上階を目指す目指すという考えで、副市長はそのどちらでもないって、検証委員会の聞き取りの中で言ってるんだけど、こういう事実認識で間違いはないですか。

担当課長：事実認識としては間違いございません。

副市長につきましては特に時間軸というところのお話をしましたので、市長につきましてはバリアフリーとか基本的には認められない。松雄副市長と職員につきましては、文化庁の基準においても、バリアフリーについても一定認められる。ただそのですね認められる範囲について職員と副市長の中でやはり大きなちょっと違いがあったということで3者違いがあった。

さわだ晃一（公明・西区）：それがね端的に現れたのが今回変更点で書き直されている部分がありますけれども、いわゆる令和5年6月3日に行われたこの市民討論会の事前のアンケートに、昇降装置のどこまで登りますか、のぼったらいいですかっていう設問の中で設置をし、ないと、昇降機が設置をしないという項目が加えられた経過について、これ検証委員会の方々がこの冊子を読むと、報告書を読むと、いくつもここ指摘してますよね。

設置をしないというアンケート項目を付け加えたので、誤解を生むことになったんだということが、何ヶ所も出てくる。これはすごく重要なことで、これは16ページにあるんですけども昇降技術を設置しないという市長ね検証委員会としては、市長の昇降技術を設置しないという当時の意向が多少なりとも関係していたと判断するっていうふうに前回の中間報告では推認せざるを得ないと関係していると推認せざるを得ないとしていたものが、今回の最終報告では多少なりとも関係していたと判断すると、市長の意向が。つまりこれは市長レクを経て初めて設置しないという項目アンケート調査に加えられたから、だから、検証委員会としては、市長レク後ね、何らかの市長の多少なりとも関与があって設置しないということが加えられたというふうに書かれてますけどこの認識で合ってますよ。あってますよね。

伊藤担当課長：あっております。

さわだ晃一（公明・西区）：次、そっからこの検証委員会の段はこういう状況が起きる中で、それは当然職員の苦悩が起きいますよねということに言及をされておられます。

職員の苦悩や葛藤ということで、その流れの中で、これ、明確に市長の責任をお認めになっている記述があります。

そこは読んでいただければわかるんですけども、職員に対する配慮が欠けていましたと、市長はその構成の理由として、パワーハラスメントと受け止める職員がいたっていうこういう文脈で間違いないでしょうか。

斎藤担当課長：そういったところも一つの影響ということでございます。

さわだ晃一（公明・西区）：この流れの中で、このハラスメントなりのね、話を持っていかないと、それはやっぱり逆に誤った印象を与えてしまうことになります。

パワーハラスメントは多分、立場的に上の方がね、そうではない下の方に対して、そういう優位な地位を利用して、無理なことを言うというところが多分基本中の基本なので、先ほどの議論を少し聞いていると、被害を受けた方の人権もさることながらこの苦悩の葛藤に苦悩と葛藤に苛まれていた職員の人権も大事だけど報告書に書かれた市長副市長の人権も大事ですと言わんばかりの、つまり、報告書によって、市長副市長の人権が損害された影響を受けたかのような発言がありましたけれども、私はそこに全く共感しないし理解もできない。そういう報告書はないもんこれ。と思いますということからして、様々な場面で、この新たに書かれた最終報告書を加えられた部分でも、いたるところで市長の、差別発言を産んだ遠因の一つ、原因の一つ、こういうところつまり河村市長のこれまでの言動が遠因となって、今回の差別発言が生まれた、こういうふうに検証委員会は言っていると私は思いますけれども、当局の認識を教えてください。

担当課長：市長の発言の影響というところはおっしゃる通りだと思っております。またこの辺りもですね、差別発生んだとか、元々あった差別発言それを広げたとかそういったところがありますので、直接的にですね生んだというふうではなくて、広げたとか助長だとかそういったようなものが会議の中では今言っていましたので、影響があったというところでは、指摘されております。

さわだ晃一（公明・西区）：だけど冒頭直接的な原因は中間報告、その背景となった遠因もありました。

それらは両方大事ですというご答弁があったことからすると、今の答弁ちょっとおかしくない。

伊藤担当課長：答弁が不十分で申し訳ございませんこの名古屋城の関係につきましては、エレベーターをつけるつけないと、市長がですね公募する前段階から背景としては元々ありました。そういったところに対して、市長がご自身の思いで話される部分が公募の結果以降にですね、広がったというところがございますので、元々ですね、エレベーターが必要だとか上ることが必要というものについてはですね、意見の対立が、考え方の違いというものがあつたということをちょっと少し触れさせていただきましたが実際にそこがですね広がったとか、差別発言繋がったというところでのご指摘であればそういったところはおっしゃる通りかと思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：短期的な部分の要因これは今の伊藤さんの話は、具体的には経済水道委員会でやっていただくべき事実認定とかね、ことになるんですけども、ここで事実認定してるので、ちょっときかざるを得なかったので聞きましたけれども、そういうことからすると、結局、今後、人権のこの問題が起きた名古屋城の問題、お互いが価値観が3者、市長、副市長、局市民、もう少し言うと、昇降装置をつける方に賛成の市民、それから

それに反対の市民、この溝をどうやって埋めていくのか、その歩み寄りがないままいくと、また第2第3の差別発言起きますよ。

今回のこの検証を受けた市長って、どうしようって思ってるんですか。

修復可能と思ってるんですか。つまりもうもっと端的に言えばどのような責任をとられるおつもりなんですか。

担当課長：今回につきましてはご指摘のコミュニケーションの部分がですね重要な遠因と指摘されておまして、この部分につきましては最終報告書をですね9月18日、市長の方に検証委員会から報告をしまして、また市長の方もですねその直後に報道機関の取材等でですね、お答えしてる中では、やはりこういったあの意思疎通を十分に取れるようにしっかりやるということを報告書で指摘されているのでそれをしっかりコミュニケーションをとってやっていくと、大至急やるというふうに市長はそれでおっしゃられているので、今の不一致のところについて、対応していくという意志を示されていると考えます。

さわだ晃一（公明・西区）：答えていただくのは局の方なので限界あると思いますけど、しっかりやるってどういう意味ですか。しっかりって何。取り組むって何に取り組むのか、何をしっかりやるの、しっかりの意味がよくわからないんですけれども、あともう一つ言うと、第三者委員会でこれからパワハラを認定される市長に、それを語る資格があるんですか。正当性はあるんですかという疑問が湧いてくる。

その次に委員の先生方は、後段で新しく加わった部分再発防止策として、差別解消条例の改正と人権条例の制定をご提案くださいました。これどなたが提案することになるんですか。

伊藤担当課長：市長提出議案ということで市長の方が提出になるかと考えてます。

さわだ晃一（公明・西区）：パワハラで第三者委員会に審査されてる人が提案者になるの。それ正当性あるんですか。私は全然理解できない。

それから、障害者差別解消条例は、当然ですけど、私達抜きに私達のことを決めないでって、障害者関連関係団体の皆さんから何回も聞きました。つまり、そういった関係者との調整も必要です。

その方々が今の状態でご納得いただけたらと思いますか、局の皆さん、どうですか。

百草部長：今、人件に関しまして様々当然市長のですね受け止め方ということで厳しいご指摘をいただいております。

私ども人権を担当します施策の担当者といましてですね、市長さんに今回の報告書、とにもかくにもしっかり受け止めていただいたというふうには認識せざるを得ませんし、そう認識したいと思っております。

ただそれを受けて、今後様々な障害者の関係の条例改正でございますけれども、当事者の方に話を聞く。

それは当局としてしっかり聞いていただくことは当然のことでございますし、お聞きした中身につきましても、市長さんと当局の方がですねしっかりと認識を一致して正しい提案の方をしていただくべきものだというふうに思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：これ名古屋城の議論が始まった平成26年もっと前からずっと言ってきましたけど、これだけの年月を費やして、全く歩み寄らなかったものが、なぜこの検証報告書が出た今後、歩み寄れると期待できるのか、その根拠教えてください。

百草草部長：根拠とおっしゃると非常に苦しいところでございますけれども、私どもといたしましては、今回しっかりとこの検証をしていただいた第三者委員の皆様方がしっかりとまとめていただいた検証報告書がございますので、こちらの方をしっかりと、当然ご認識いただいて、進めていただけるものと思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：それ期待するっていう意味ね。
根拠はないけど期待しますと、重く受け取っていただけると思っていますっていうそういう理解ですそれ以上答えようがないと思っておりますけど

入草部長：私どもはそのように受け止めております。

さわだ晃一（公明・西区）：先ほど申したようにこれまで十数年かけてやってきたことが全く埋まってない現状からすると、私はかなり悲観的な見方をしています。

それから、失った市長副市長との関係、市長と職員副市長と職員との関係これが直ちに修復できるとは思えない。

なぜかという、パワハラ元々とられかねないと。受け止めかねないというようなことを職員が言って、これ組織として末期の状態だと思いませんか。これはねぜひちょっと見解をお聞きしたいこういうところまで至ってしまった検証結果が仮にですよ、これ本当に皮肉なんですけれども、もし万が一検証、この人権を巡るごめんなさい、もう一回言い直します。バリアフリー検討会市民討論会の中で差別発言が出なかったら、この平行線のまま走ってましたよね。

そのことが経済水道委員会で明らかです。

もう6月15日には文化庁を持って行くってアポイント取ってたんだから、過去、聞きましたけれども、それでこの差別発言が起きてキャンセルの電話を入れてますから、局がもう持って行く気満々ですよ。

そしたらもっととんでもないことが起きてただけれども、結果的に差別発言が起きたこれはあってはならないことだけど、このことで立ち止まって検証することができた。さらに検

証したことで、今まで陰に隠れていたパワーハラスメントというワード、職員の苦悩葛藤がこうやって表に出てきた。

このことは本当に悲しむべきことだけど、検証していただいた先生方に私は感謝したいと思っています。

こうした組織が末期的な状況、信頼関係で仕事してるんじゃないんですか皆さんは、上司と部下のそれで修復可能ですかこれから。もっと端的に言うと、こうした職員の苦悩が表に出たことについてどう受けとめたのか教えてください。

百合草部長：報告書でも委員の先生は委員の皆様方がですね、通常大きなプロジェクトであればあるほど苦悩は葛藤は当然ありうると。ただそれは一般論としてありうると。

ただ今回名古屋城に関してでは、それを一般論として以上にですね職員の苦悩の葛藤を広げるような要因があったんじゃないかということで御指摘をされております。

ただそうした中でも、職員はそれでも事業を進められている、そういう事実もございますし、また今後も事業を進めるべき立場でもございますので、委員のご心配も当然あるかと思いますが、人権施策を推進する担当部長といたしましてはこちらの報告書をしっかりと受け止めていただいて、コミュニケーション不足だったんだろう。

そういうことであればそれをきちんと改善していただいて、組織として進んでいただけるものというふうに思っております。

さわだ晃一（公明・西区）：私は無理だと思います。無理もう無理です。

もうこれまで何十年もや10何年もやってきてこういう状況が起きているという事実をもってして、不可能だと思います。私は過去に経済水道委員会で名古屋城本当にすすめたいんだったら市長が外れてくださいって、この持論は今でも変わってません。今回もう一つ付け加えると市長、副市長も外れた方がいい。

この2人がいる限り、進みません。ということをお願いして終わります。

大村光子（減税・昭和区）：ありがとうございます。

では私の方から質問が若干その午前中と重なるところがあるかもしれませんが、当日の対応の職員の皆さんの対応の不十分さってのはいろいろご指摘あるんですけども、討論会後の状況確認させていただくと、討論会の終了直後に、ごめんなさい。討論会の終了直後には何ら対応してないっていう記述があって、後日当該参加者を含む討論会参加者へお詫び文を郵送したというふうにあります。

ちょっとそこで確認なんですけど、お詫び文に関してどのような内容なのか確認させてください。

伊藤担当課長：お詫び文につきましては、討論会が6月3日にございましたが、6月10日に発送をされております。報道されてます通り、差別用語を含む不適切な発言があり、不快

な思いを抱かせてしまったということでお詫びがするという事で深く反省をするということと、再発防止に向けて全力で取り組んでまいるといようなことが、参加者に向けて送られております。

大村光子（減税・昭和区）：ありがとうございます。今お聞きすると再発防止とかもやっていただいているということではあるんですけども、やっぱり気になるというのは本当に配慮なきやいけないってところでいきますと、心の傷が今も消えないとおっしゃってる差別発言を受けた当事者の方へのやっぱり謝罪ですとか、あの討論会参加者の皆様に対しての、例えばそのヒアリングないしは例えばこれだけこれだけ問題になってるわけなのでどのような発言が差別に当たるかなどをしっかりとお伝えしていくということも、あの市民の皆様にも司会をしつつお伝えしていくということも行政の務めなのかなと努めてはないかと思うんですけども、そのようなことは、なぜ、このお詫び文の中に含めてやれなかったのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

担当課長：お詫び文につきましては所管の観光文化交流局がちょっと作成をしております、この文案のですね、内容の検討だとかそういったところまでは確認をちょっとさせていただいておりませんのでご了承いただきたいと思います。

大村光子（減税・昭和区）：観光文化交流局がされたということだとは思いますが、これちょっとここで答えできないという話になってしまうのかわかりませんが、観光文化交流局では、参加者の方の名簿は当然管理をされているということで、このような謝罪文に対するアプローチがあったということなので、例えば今、最終報告あった今だからこそ先ほど私が申し上げたような対応っていうのは可能ではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

伊藤担当課長：今回ですね、差別発言とですねその対応についての原因究明と再発防止というところでやっておりますが、ちょっとこのお詫びだとかですね参加者の広く議会とかですね、いろんなところで観光文化交流をお詫びしますが、ちょっといろんなお詫びの仕方につきましてはちょっと我々の方ですね、指摘だとかあるべき姿をちょっと示すような立場でございませぬのでご理解いただきたいと思います。

大村光子（減税・昭和区）：わかりました。私の方としてはそのようなことも今後必要かなというふうに思いますし、あと本市の人権に対する甘さがいろいろご指摘もいただいていますし、各マスコミさんの方からも、本紙に対してのあの人権意識の甘さや希薄さみたいなものを指摘する記事も非常に多く出てます。

やはり今後登録者討論会の参加者を初め皆様にですね、特に差別を受けた発言を受けた方への対応などを、現時点では本当に不十分だと思いますので、今後あの本市として人権研修も

含め、ハラスメントに対する研修をやっていただいて、今後このようなことが起きないようにしっかりと対応していただきたいということを要望させていただきたいと思います。

成田たかゆき（自民・天白区）：それで午前中からの引き続きになるんですけども本当沢田委員がおっしゃったように、なかなか難しいね。本当に遅々として進まない。様々な思いが入り乱れて、結果、新たな第三者委員会まで立ち上げることになり、いつこれが、地に足をついた。

名古屋市のいわゆる施策として、事業として進むのかということ。

そして、市民一人の人権すら守ってくれなかったこの事実を、どう捉え、どうそこに対して陳謝し、そしてどうそのご本人も含めて、いいですか。障害があろうがなかろうが、人権的に否定をされたのは間違いのない事実なんだ。

皆さん方のご家族だったらどう思うんだ。

自分の子が、自分の親が、まさか公然の中で、一方的に言われ、ましてや信頼をしている公の場で、公というのは、名古屋市という自治体が開催をしているという中で、こうした事実が繰り返されてしまったという結果ですよ。

極めて重いですよ。どうであろうとも、この事実は拭えない事実なんです。

そこをしっかりと肝に銘じて進めていただきたいという中で、9月の先般、個人質問3日目において、当方の浅井正仁議員が、いいですか、この名古屋城バリアフリーに関する市民討論会における差別事案に係る市職員のヒアリングを含めた検証の結果と、天守閣木造復元事業の今後についてという質問通告の中で、議論もさせていただきました。

そこで浅井議員のやり取りで議論の俎上に上ったのが、特別史跡名古屋城跡を誰もが歴史を体感できる日本最先端のユニバーサルデザインの城にするためにという文章でありました。併せて、そこには3障害者団体、そして松雄副市長の連名の署名欄があったと。これも、紹介がございました。

そこには差別事案に係る検証委員会の最終報告が明らかになっていないにも関わらず、9月初旬、9月の初旬には既に合意文書と思われる内容がつづってあった。

文章内には研修委員会の答申を重く受け止め、全庁で、職員の人権意識を高め、再発防止策を徹底するとまで記されていたと、こういう話だったんですよ。

これね、人権問題がね、解決をしていないのに、水面下でこんな合意書のようなものが、既に始まっていたと。

こういう動きがなされていたということは、私は言語道断だと思いますけども、このね、逆にでも市長の看板施策に泥を塗る私は行為だというふうに思いますが、この行為について当局としてはどう解釈をされているのか伺いたいと思います。いかがですか。

斎藤担当課長：今本会議で指摘がありました水面下の動きということに関してでございますけれども、これまでですね、松雄副市長におきましてはヒアリングも2度行っている中で、検証委員会の動きに対してしっかりと対応するという事はいただいております。ただご指摘

の文書につきまして、ちょっとどういった経緯でどういった内容で、実際にどういったような状況だったのかという部分につきまして我々の方ですね、把握してませんので、まさにあのどういった意図だったのかそこがちょっとわかりかねるとございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：あのさ、そんなことをね、把握してないんですか。議事録を見てないの。当局でメモ取ってるでしょう。

伊藤担当課長：本会議のやり取り、議事ですね、会議の中身については確認をさせていただいております。

そういった中身のある部、中身の文面、そういったものが障害のある

成田たかゆき（自民・天白区）：いいですか。浅井議員の質問に対して、この速記録失礼しました。議事録ではなくメモという言い方をしましたけども、速記録からすれば、松雄副市長の最初の答弁では、私が書いた文章ではなくとしながら、次の答弁では、私はもちろんあれには噛んでいますけどとね、云々という中で、水面下で動いた事実を認める発言があったんですよ。違いますか。

斎藤担当課長：認める発言がございました。

成田たかゆき（自民・天白区）：そしてね、我が会派の藤田団長からは、関連質問と続いて、関係局長、関係副市長、今回の松尾副市長の行動は誰一人、承知をしていなかったということでしたよね。違いますか。

担当課長：おっしゃる通りでございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：つまり何が言いたいかというと、関与していたという松雄副市長に対して、一切それについて承知をしていなかったという事実が明らかになった本会議場で。

このことについて、私は一連の行動についていって、この人権を語る、そして人権条例を作っていくと、再発防止策をしっかりとそこは講じなさいと言うべき立場にある皆さん方におかれて、この一連の行動について何ら認識を持っていないという理解でいいんですか。

百合草部長：大変失礼いたしました。

私どもといたしましては委員の皆様方にですね一年以上にわたってしっかりと検証いただいて、最終報告ということでまとめていただいたこれを重く受け止め、いただいて様々な行動をいただけたらと思っておりましたけれども、段階でそのような、今ご紹介あったようにですね、本会議でのやり取りがあった。

そこに関しましては、人権を所管する私どもといたしまして非常に残念だということという思いでいっぱいございます。

成田たかゆき（自民・天白区）：残念だで片付く話じゃないですよ。

後の浅井議員のやり取りについて、松雄副市長に対して、ぶら下がりの記者会見でもいろんなことを私伺いましたよ。

フライングという言葉もあった。でもそれはフライングじゃないですよ。完全にスタンドプレー。

もとい先ほどの本会議のやり取りの中で、松雄副市長の最初の答弁、こうした公の場でお示しする私にも人権がございまして、あたかも議場でのやり取りを否定するやの発言があった。

さらに本会議後に行われた出席者の皆さんによる松雄副市長へのぶら下がりの取材の際には、いいですか、浅井議員の本会議における一連の取り扱いが本市の情報公開条例、もしくは情報安心条例に抵触する疑いがあるおそれがあると、こういう発言をしたということを確認しております。

加えて、浅井議員がこの問題を本会議で取り上げたことで、関係団体との交渉が難しくなる。そういった旨の発言が副市長繰り返していたということも確認しております。

現時点での手前ども自由民主党市会議員団としては、その関係団体との交渉そのものが行われること自体が適正なのかどうか、これは繰り返しになりますけどでも、浅井議員が本会議で、いわゆるその事前の調整をすることそのものが、皆さん方が承知をしていない中で、単独でされたということは極めて遺憾というよりも、あり得ないよね、このやり取りをしてきて、

百草草部長：その点に関しましては、成田委員のおっしゃる通りだと思います。

成田たかゆき（自民・天白区）：このね名古屋城の木造化の事業の議論の経過を見ればね、これまで長い時間かけて、私は直接その委員会に所属したことがないので、いささか沢田委員と、所属された委員の皆さんよりも知識は、また経験は少ない。

しかしながらこの委員会で人権、人権を守るそのために、今日は議論をさせていただいておりますから、慎重に、私もいろいろと調査をした上で質問をいたしております。

この外部調査委員会の検証を待たずして、まさに本会議で繰り返されたような明るみになった、

またその後の記者会見において確認をされたことが事実であれば、やはりそれは指摘に当たり、逆に浅井議員の質問によって、その交渉が頓挫するといった発言は全く本末転倒であるとしか言いようがありません。

これはね、やっぱり議会人として、やはりあってはならんやり取りであったということは、本会議場で藤田団長も指摘をさせていただいておりますけども、この仮に個人を正当化する

ために、例えば先ほどのぶら下がりの記者会見において、正当化を歌うためにね、発言をされたということであれば、極めて松雄副市長の発言、またそれまでの行為は重いと言わざるを得ません。

今後も変わらず、名古屋城木造化の取り扱い、そして今まさにこの人権問題名古屋市が、そして議会が一丸となって取り組んでいかなければならない。

そうした議論を含めて、まさにこの岐路沢田委員からは極めて厳しい指摘があった。

そういった中で、松雄副市長のこうした行動が、ある意味、その取り組みが、様々な、この検証委員会と、名古屋城バリアフリーに関することと、そして名古屋市の木造化と市民の幸福を追求したときに、どんな大きな影響を与えているのかという認識に立って、若干質問をさせていただきたいと思うので、お願いをいたしたいと思います。

まず、この松雄副市長において、今回の報告書の意義ですね。

どう捉えていたのか担当副市長。今回のことについて、松雄副市長として、一定の認識を当局としてもお持ちであると思いますけども、その点についてどう思われているのか、どう共有されているのかいかがでしょうか。

斎藤担当課長：松雄副市長に関しましては、今回の検証にあたりまして、ヒアリング等もさせていただいてる中で、今回ですね差別事案につきまして真摯に反省し、より良い市政に向けて検証委員会の提言を踏まえて実行してまいりたいというようなご発言もいただいておりますので、今回の報告書の意義としまして、よりよい市政に向かうため真摯に受け止めるべきものというふうな認識をいただいたものだ和我々として考えております。

成田たかゆき（自民・天白区）：仮にその報告書を真摯に受け止めるつもりであれば、スタンドプレーはしなかったはずだよね。私の日本語の解釈が間違っているのかわかりませんが、私も決してフライングではなくてスタンドプレーですよ。報告書を何とも思っていなければ、この第三者委員会で、皆さんが時間を割き、委ねたことが、ある意味そちらの方が、この人権問題について、なんにも反省していない。

その行動そのものが、そういう表れとなっているとは思いませんか。その辺についてどうでしょうか。

伊藤担当課長：ご指摘のようなご意見もあるかとは思っていますが、我々検証委員会の事務局としましては、後ですね、松雄副市長におかれましては提言、これヒアリングの中でございますけれども、そういった提言が出ればですね重く受け止めてまたそういったことで、副市長としての全力で達成したいというふうにこの検証に向けておっしゃっていただいておりますので、としましてはその言葉のままにですね、受け止めるというふうなところで、恐縮でございますが考えております。

成田たかゆき（自民・天白区）：全力で達成したい。わかりました。真摯に受け止めて全力で達成したい。

なるほど。そこでね、こんなコメントをね、そのぶら下がりの記者会見で松雄副市長はされていた。

そもそも今回検証結果が出るまで名古屋城の事業を前に進めないっていうような答弁が議会で去年あった。一連の副市長の行動について事業を進める行為ではなかったのかという記者さんの質問に対してこう答えてみます。

検証委員会でのやり取りがあり、検証委員会の先生にも、もし私がこういうことをやったときに、事前にですね、検証委員会にもご迷惑、それから支障が出ますかという話をして、どうぞやってくださいと、そこまでは求めておりませんと、云々。そういう事実があったんでしょうか。確認いたします。

伊藤担当課長：委員がご指摘のような、松雄副市長が報道機関に対して発言をされたということにつきまして事務局としても確認をされておりますが、そのような部分につきまして、ヒアリング記録等にですね、やり取りがございませんので改めましてですね、その当日ヒアリングを行いました検証委員会の方にですね、その直後に確認をさしていただいたところでですね。ちょっと次のような説明をですねいただきました。

どういった内容かといいますと、令和6年の5月20日の松雄副市長に対するヒアリングの際に、そこで非公式との前提でのお話がありまして、検証委員会の最終報告が出ないと全く動くことができず、名古屋市から障害者の方々にも説明できずに、逆に対立が深まっているという旨の発言があったということでございます。

委員としましては検証委員会としては、障害者の方々への説明を一切禁止するような権限もなければ、名古屋市と障害者の方々との対立が深まることを望んでいるわけでもないことから、検証委員会がそうした対応まで止めているわけではないという意味でやっていただければいいのではないかというふうな趣旨で伝えたというようなことがあったというふうには聞いて確認を取っております。

成田たかゆき（自民・天白区）：ちょっとよくわからないんだけども、やっていいってこと言ったの。

そういうことじゃないでしょう。

伊藤担当課長：まず前提としまして進めるという前に動かないと、名古屋市と障害者の方の対立が深まるというふうな話がされたので、そういう対立が深まるようなことの回避はしてくださいというふうな趣旨だと。

成田たかゆき（自民・天白区）：そうしたら今回の松雄副市長の行動は対立を深めていないということではないんですか。

伊藤担当課長：そこにつきましてですね、いわゆる今回の問題となったそういった合意形成に向けた具体的な動きについては、そういった記者会見の話も話をしました。

そうしたところですね、そういった具体的な動きについて、当然ながら聞いていなくてそういった具体的な動きを進めたこともないので、もしそれをですね検証委員会が動くということをするというのであれば、ちょっと心外であるというふうな言葉もいただいております。

成田たかゆき（自民・天白区）：心外だよな。

間違った事実を、おっしゃってるってことだよな今の話で言うと、なんだろう。

松雄副市長のある意味、人権に対する意識の希薄さがここでも、ここで露呈をしたのかな。あえてそういう行動をとったことによって、さらに検証委員会に許しを得ているぐらいの話もされて、ね、私はねこれ、実は副市長が問題ではないのかなと言っても過言ではないという憤りすら私は覚えてるんだけどこのやり取りをしていて、どう、当局としては、これね、目を伏せていいものではないと思いますよ。

百合草部長：今委員からのご指摘ありましたけれども、こちらの松雄副市長の行動そのものに限定したものではありませんけど、私どもとしては今回の検証に関しましてはですね市全体の問題として検証いただいてご提言をいただいているという立場でございまして、ただそのところの指摘の中には、やっぱり市側の方の人権意識の希薄さが問題の根底にあるというふうに当然ご指摘されております。

そうした中で市としては、市様々事業を行っておりますので、今回の件は名古屋城特有の問題であって副市長一人の問題というふうに捉えておらず市全体としてですね、人権意識を高めて事業を進めていく意識を持っていくべきだというふうに思っておりますので、私どもとしてはその全体として受け止めるべきだというふうに思っております。

成田たかゆき（自民・天白区）：市民一人の人権すら守れなかったのに、副市長というね、ある意味、市長と当局との間で、ましてや各副市長が担当局をそれぞれ抱えて、市長の意を汲みながら、ときとして市長に対し、逆に指摘をしながら、痛いことも言われ、いいながら、そういう意味で、やはり人道指揮系統の中枢にあられるというのが副市長のお立場であると私は認識をしてるんですよ。

それでもそうおっしゃる、全体としてなんてそれが今の名古屋市なのかなとゆうふうに評価せざるを得ません。

いうまでもなく人権は人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、こういうふうに定義もされているやに聞きます。

全ての人が生まれながらに持っている権利、当然憲法においても保障をされている。

こういった中で、今おっしゃったお話も含めて、まさにその組織運営、事業運営、そして、人権、これを核としながら、いま一度市役所のガバナンスを私はね、再構築すべきなんではないのかなというふうに思うところではありますが、当局の見解はいかがでしょうか。

百合草部長：委員ご指摘のこともございまして、私どもとしてはですね、人権に関するガバナンスへの取り組み、こちらが再発防止に繋がるというご趣旨でご提言いただいていると思っております。

検証委員会の方からは、全局の方にですね、自分事として、人権問題を考えられるように人権会議の設置を初めとした様々なご提言という形で結ばれております。

ご提言をしっかりと受け止めまして、実効性のある仕組み作りに日々取り組んでまいりますし、今後もそれを心に刻みまして、進んでまいりたいと思っております。

成田たかゆき（自民・天白区）：だからね、そうなんだよ、私もその言葉は非常に気にしている。

自分ごとだよ。職員一人一人が人権問題を自分事として理解を深め、この通りだよ。

この集合体が全体になるんですよ。だからガバナンスだって言ってるんだ。

今の答弁であれば、百歩譲って、スポーツ市民局として真摯に捉えながら、しっかり取り組んでまいりますと、その姿勢は理解をしよう理解はするけども、やっぱりね市役所の最高幹部の一人でもある副市長がね、人権を軽視して自らスタンドプレーを行って、結果としてですよ、この市役所組織をまさに分断する行為を行っているとは私は言わざるを得ないと思っております。今後この市の事業に、様々な分野、先ほど答弁にもありました、決して名古屋城だけでもない。今回の人権問題だけでもない。

しかしながら、多くのその職員の区の葛藤を含めて、そしてこの名古屋城も含め、そして人権問題も含め、そしてこのスタンドプレーをされてしまっている方において所管するスポーツ市民局として、この副市長の行動とともにですよ。

もう一度聞くけども、この組織の有体としてどうするべきか、どういう考えを持っているのか伺っておきます。

鳥羽局長：松雄副市長の件でございませうけれども、令和6年の2月の定例会のときに、本会議で答弁をされております。

その内容はですね、検証結果を十分に考慮した上で、信頼回復に最優先で取り組まなければならないと認識をしております。それからですね、事業につきましては検証委員会の結果を踏まえた上でないと前には進めないというふうに思っております。こういうふうに、副市長は答弁をされております。

先ほど来の文書等につきましてですね、内容を確認していないという課長からの説明がありました。

そういう内容を私も見たわけでもなく、確認しているわけでもないという中ではございますけれども、先ほど副市長の答弁と異なる行動もされているんだとすれば、残念であるというふうに部長も先ほど申し上げたということで、まず前提としてはそういうことでございます。検証の中でですね副市長は副市長として、市長と職員との方針考えの違いがある中で間に取って調整してきたということをおっしゃっておられます。

そういった思いの中で様々な調整を図ってこられたものというふうに私は推察しておりますけれども、いずれといたしましても、今回の一連の松雄副市長のその言動につきましては、その発端となった文書等が、やはり不明ということでございますので、こういった過程を経てどういう考え方で、どういう事情で行動され発言されたかとわかりかねるんですけれども、少なくとも特別職である副市長としてのご判断で行動し発言されているというものと考えております。

従ってそれ以上のことをなかなか申し上げられないんですが、少なくともですね、今回の差別事案、これは名古屋市に対する信頼というのを大きく損ねたわけでございまして、市長、副市長を初め全ての職員が、人権意識を高めて、人権の感覚を磨いて、それで信頼回復に取り組んでいかなければならないということでございます。これは誰一人例外なく、市職員全体で取り組む必要があるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

成田たかゆき（自民・天白区）：わかりました。

あのね少なくともね委員長、私がここまでしてものを申し上げるのは、本会議場へのありえないやり取りですよ。

我が会派の浅井議員に対して、人権という言葉に逆を振りかざしてみたり、何か答弁どこにその第1人称があるのかわからない物の言い方でコロコロ変わってみたり、ましてや、後に行われたぶら下がりの記者会見において、条例違反とまで言われ、なんら未だ、そのことについての、いわゆる修正も、公の場で語ることも、また謝罪等も何もない。

つまり、このことについて私はね、議会の矜持としてはっきりさせるべき内容であると私は認識をしておりますから、これ議場で名指して批判されて二元代表制のまさに根幹に関わる問題でありますので、ぜひ人権も通じながら、条例解釈の整理はこの委員会において私はすべきであると思いますので、どうかそのあたり整理をされてですね、再度この委員会において、名古屋城に関わることではありませんけどちょっとそこはよくよく検討をされたいという、まず要望をいたしておきたいと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：ただいまの要望に関しましては総務局ね関係のことでも入ってこようかと思っておりますので、正副と調整して対応させていただきたいと思っております。

成田たかゆき（自民・天白区）：念のため申し上げますけれども、情報公開条例、そして情報安心条例、これを二つ具体的に、その言葉をされて、手前どもとしては、これについては、

ある一定、即座に調査検証し、そこには抵触しないという理解認識を持っておりますので、その点も踏まえて、しかと当たっていただければと思います。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：了解しました。

ただ今のに条例に関して、迅速な対応を検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

副委員長 岡田ゆき子（共産・北区）：お願いしたいと思います。私の今の成田委員の発言の中で本会議質問の中でね事前にそういう障害者団体と話をしているというのがね3団体というふうにお聞きしていて、聞きましたよね。障害者団体ってのは確かにいくつもありますし、個人だってあるし、これは障害者だけの問題じゃない、今回人権っていうことで話をしてるんですけども、私はあれを聞いて、障害者の中で分断ができちゃうんじゃないかというふうに思うわけです。やっぱり、この問題はみんなて享受しなきゃいけないし、ある人だけが了解すればいい話ではないっていうのは、皆さんもご存知だと思うんですけども、そういう動きが事前にあったのかと思うと、非常に怒りに感じたわけです。

実際私もビデオ見ましたけれども、私自身もちょっとなんかもう涙が出るくらいのものでしたが、その過程が今回、明らかになって、職員の苦悩があったということがね、行政の中のやり取りの中で、つらいけれども進めなきゃいけないし、本来はこういうべきでないこういうふうになバリアフリーじゃなければいけないだという多くの行政マンいいながらも、史実に忠実だということの市長のこだわりの中でね、その設置するしないが二転三転するということがおきてああいう障害者差別発言が出るような環境が作られてしまったんだというふうに思うんです。

そこは市長の権限というのは意向というのは大事にされるべきなんだろうと思うけれども、やっぱり行政手続きの上で地に足を踏んでしっかり進めてきた側の行政のね、主張を最後まで汲み取れるなかった市長っていうのはやっぱりちょっとあっちゃならない人物ではないかなと私は思います。

それで一つです障害者団体がそのエレベーターの設置を最初はしないといったものを設置する方向で話がね進んでいった中で、その障害者団体と本当に繰り返し繰り返し懇談をされてましたよね。

それはやっぱり、人権問題だということで非常に障害者団体の方もきちっとやっぱ意見を言わなきゃいけないということで、繰り返し観文とそこに健康福祉局も入って議論してきたと思うんです。けどこの38ページのところで、検証委員会の評価中でね、公募選定後に無作為抽出によって市民討論会を開催する際の進め方のことで書かてるんですけども、その討論会の実施について、障害者団体への十分な説明や理解を求めていたとは言い難く、さらに障害者団体から事前に伝えられていた懸念や要望に対しても十分な対応を行われなかったと。

あれだけ繰り返し繰り返し障害者団体と懇談をしながらこの段階で十分な対応を行われていなかったって書かれていて、そこにさらにですねやっぱり障害者団体からすればこの討論会、バリアフリーの問題っていうのは、人権尊厳の観点から考える重要な場だから、そういうふう認識してたので、何度も何度も要請したし、説明を求めてたんだと思うんですね。

これ健康福祉局だと、毎年毎年、障害者団体といろんな予算要望とかされてます。でも全てのあらゆる障害の者の団体とやるので非常に時間かかるんですっておっしゃってましたが、ことを健康福祉局から離れた局になると、障害者とのこういう意見っていうのを軽視されてしまう傾向があるのかどうか、それは今後人権に関わる研修の中で局全体としてしっかり取り組まれると思うんだけど、経過の中で、やっぱり健康福祉局っていう当事者の担当する局ではないとなると、こうした団体との懇談ってのはどういう位置づけだったのかなと、ちょっと振り返ってみて、お聞きしたいというふうに思いますが、

斎藤担当課長：今回の検証にあたりまして、健康福祉局も委員のメンバーに入っておりますので、そういった経過についても確認をしている中で、元々ね、今現在市の中では障害者団体連絡会という会議が持ってまして、全庁的にですね、当事者意見そういった場を通じて聞くなどしておるということを確認しております。

特に今回この名古屋城の件にあたりましては、報告書の中でも指摘されておりますが、平成29年の11月にですね、エレベーターを設置しないという市の考え方が報道されたということがございましたが、それ以前にですね、障害のある方に対して意見聴取だとか、その代替手段のチェアリストそういったものについてですね、意見聴取についてされてたのかどうかそういったところもした中で、名古屋城についてはされてなかったというふうなことがございましたので、基本的には健康福祉局が所管するところで全庁的にはそういった意見を聞く場というものはありますが、それをですね、ちょっとしっかりできてるところできてないところがあるというのが現状なのかなというふうに受け止めております。

副委員長 岡田ゆき子（共産・北区）：もちろん差別条例持っているのは健康福祉局であります。

全部かそこだけではないと思うんですが、健康福祉局がいなければ、とか間にももちろん入っている必要はあると思いますが、そこがやっぱりなんていうか、弱いところというか、人権の意識ということでは局が入ってなくてもやっぱり同じレベルでなきゃいけない。障害者だけが対象じゃないし、スポーツ市民局だっていろんな人を対応しているわけですから、それは観光文化もそうですよね当然どの局もそうなので、その研修が本当にきちっとできるかどうか、かかってくるかというふうに思います。

二度と起きてはならないという事案ですけれども、起きたことに対して今回の検証の結果では、私もこの後の修復は非常難しいだろうなというふうに思います。

それよりも先にやっぱりその人権に関わるきちとした本体にあるその条例っていうのをね、どれだけしっかりといろんな人の意見を聞いて、作るかということにかかってくるかと思いますが、この後注目していきたいと思います。

服部将也（民主・北区）：ちょっと私ね先ほどの大村委員のご発言の中で、そのご主張、私の聞き取り違いなのかもしれませんが、不可解な部分があったので、ちょっと確認をさせていただきたいんですがよろしいでしょうか。

横井利明（自民・南区）：ちょっとだけじゃなくて、しっかりやっていただいて結構ですから、先ほど成田委員の方からもちょっと発言がいろいろありましたけれども、くどいようですけどもう一回確認させてください。この検証委員会の目的って何だったんだっけ。

伊藤担当課長：検証委員会の設置目的でございます、こちらにつきましては実際に討論会で差別発言がでましときの職員が適切な対応が取れなかったとこういったことを事態をです、重く受けとめまして、人権の観点から今回の事案の問題点の課題等をです、ね整理分析しまして必要な調査検討を行い、原因究明の上、再発防止を図る。そしてまた市民の信頼回復をです、ね、図るということで、設置していることでございます。

横井利明（自民・南区）：先ほどの松雄副市長さんの一連の行為このことを照らし合わせたときに、この目標は達成できますか。

百合草部長：非常に難しいご質問だと思います。

私どもといたしましてはこちらの検証結果を受けて人権施策の担当部署として、この検証で得られた様々な提言だとか、また問題点に対する分析だとかをです、ねしっかりと受け止めながら、名古屋市として人権意識の更なる向上。それを持って、市民の信頼回復に繋げていくという行動をするという意識でおりますので、それ以上のことはちょっとなかなか申し上げられないところでございます。

横井利明（自民・南区）：あなた方がその人権意識を高く持ち、また今回の検証委員会の結果を踏まえて、再発防止に取り組む、その姿勢はよくわかるんです。非常によくわかる。だけどあなた方がやってることと、実際に現場で行われることのこの乖離が問題なんじゃないの。

いくらどれだけしっかりと外部の有識者の方々の知見を持ってね検証結果をまとめたって、実際に現場でやる人たちが全く違うことやっていたら目的目標を達成できないんじゃないですか。

なぜその乖離が生まれてるんですか。その乖離を埋めることをあなた方がどうやってやるかというところが問題なんだよね。それ研修とかそんなことじゃないと思うよ。

これどうするこれだけやったら、目標が達成されるわけではないですよ。
ちょっとその辺り、どう考えてるかな。

百合草部長：当然ご提言いただいたものを実行すれば全てがいい風に動くかというふうなことは当然思っておりません。これは一つの提言であって、こういうことも含めながら、いかに名古屋市としての人権を高め行くかと、人権意識を高めていくか、市の職員として、あるいは市全体としてより住みやすい名古屋にしていくかということが最大の目標でございますので、そうしたことをいかにしていくか、さらに今後も悩みながらも進めてまいりたいと思っております。

横井利明（自民・南区）：検証委員会の皆さん、今回昨年8月から熱心に検証を行っていただいた。報告書も、私読ませていただいたけれども相当深く掘り込んで、掘り下げて内容も本当に私よく理解できたし、本市が本当に人権に人権を尊重するような街になってほしいそんなふうにご期待してた矢先に、こういったことが起こってしまった。

このことはあなた方は、ほかっておくんですか。

まさにこういった問題が起き出してきた背景をしっかりと把握して、今後どのように対応していくのかっていうことをきちんともう1回やらないと、また起きますよこんなこと。

今回の一連の副市長のこの事案について、あなた方ちょっと掘り下げた掘り下げるべきだっていう思いはないんですか。

百合草部長：一連の問題に関しまして今ご指摘いただいておりますが、いただいておりますけれども、全体像がまだ私どもとしてもしっかりと把握は当然できておりませんし、今ご指摘いただいたとごでございますので、そうしたご意見を踏まえながらですね、今後どうしていくべきかということもちょっと局の中でも検討してまいりたいと思います。

横井利明（自民・南区）：あのね、平時で、こういった問題が起きたら、私そこまで言わないですよ。

まさに検証委員会の報告が出る直前にこれを全面から否定するようなことが、副市長において行われたわけですよ。

私はこれを見て、名古屋市っていうのは組織として、やる気ねえんだと、人権なんか考えてねんだと、人権よりも城だとこれはあなた方の考えなんだなってわかったんですよ。

なぜそれを思ったか、副市長これ公文書って言ってましたよ。公文書ってどんなものかっていうと、実施機関の職員が職務上作成したものであって、当該機関の職員が組織的に用いるもの、組織なんですよ。松雄さんが自分で勝手に作った文書ではないんですよ。名古屋市という組織体の文書なんです。

まさに組織体がこういったことを行っていた。個人じゃないんですよ。

そうだよね公文書って言ったんだから、だからきちんと検証して、名古屋市スポーツ市民局がしっかり人権について、外部の人の意見を取り入れて検証し、再発防止に努めると同時にね、市民の信頼回復に努めようとしていた。

片や名古屋市の組織、違う組織は、人権よりも城で動き、障害者の方々の人権を蔑ろにしてしまうようなことをやっていた。これ大きな問題だと思いませんか。なぜこんなことが起きたのか、ここに蓋するんですか。

しっかり調べるべきじゃないんですか。

再発防止をして、市民の信頼を取り戻すためには、きちんと調べた方がいいんじゃないですか。

鳥羽局長：一連の文書等に関わるご質問でございます。私ども先ほども申しあげておりますが、その文書そのものを確認しているわけではございませんので、その組織として作った文書などそういうことも含めて断定できない状況でありますので、それをまずご理解いただきたいと思っております。

その上でですね、今回こういう最終報告が出まして、人権に関する様々な問題点あるいは提言をいただいたところでございます。そういった中で、今回の事案ですね、これが一体どういう状況であるのかということにつきましては、私どももその人権をこれから主導的に人権政策を行っていく立場として、何らかの把握をする必要があると思っておりますし、それから事業を実施するする主体である、これは副市長を筆頭とした観光文化交流局につきましては、におきましてでもですね、そういったことをしっかりと考えていただく必要があるのかなとなっております。

横井利明（自民・南区）：文章を把握できていないということだったんだけど、公文書ってはっきりおっしゃいましたよ。本会議場でということは、まさに検証委員会に関することでもあるので、その文書を1回出してもらえませんか。松雄さんに聞いてね。その上で文書を皆さんで共有した上で、1回議論しましょうよ。

もちろん特定の個人の名前、特定の団体、こういったものは、迷惑がかかる恐れがあるから、黒塗りでもちろん結構ですね。その文書を出してもらえませんか。

鳥羽局長：文書につきましてのお尋ねでございます。

松雄副市長が一連の中で多分ご発言されていた趣旨でございますけれども、まだ文書というものはですね、事業を推進する過程の文書であって、これが公になることで支障が出るという意味合いで、文書についてこれはそれぐらいの文書であったということを発言されております。

そういった意味でその文書のが実際にお出しできるのかどうかということにつきましては、私どもではなかなか判断をしかねるところでございます。

横井利明（自民・南区）：もう既にこの文章については、松雄さんもぶら下がりで、かなり詳しく話しされてますよ、自分の口で、これ私も松雄さんのぶら下がりのメモ見ましたよ、自分で喋ってますよ。

でしたら、文書のうち、まずい部分は黒塗りしていただいて結構です。ですから、その文書の提出をお願いいたします。

鳥羽局長：今申し上げたように私どもとしてなかなかこの場で判断しかねる問題でございますので、一度ですね検討のお時間をいただきたいと存じます。

横井利明（自民・南区）：これ一度正副の方でもきちんとフォローしていただければありがたいと思います。

それからね、私の記憶では、観光文化交流局長さんは、本会議場で、最終報告が出た段階で、きちんと局の総括をして、再発防止などを整えた上で、初めて相手方の方とコンタクトが取れるようになるということを明言されております。今回この文章っていうのは、松雄さんと障害者3団体かな、の中で取り交わしたんだけど、その中に、浅井さんの質問でも明らかになったんだけど、名古屋城の復元について合意する文書だったんだね。

合意する、障害者3団体と松雄さんが合意する文書なんて、この段階で合意する必要があったのか、だってこれに人権について検証結果の出る直前に、なぜ名古屋城を合意にする必要があったのか、その名古屋城の復元について合意することがこの人権の原因究明等、再発防止に繋がるのか、市民の信頼回復に繋がるんですか。そこどうもよくわかんない。

名古屋城の復元と合意と人権の再発防止どう関係するのか。あなた方として所管としてどのように考えてます。

鳥羽局長：先ほどのその文書を取り交わしたどうかも申し訳ございません。わかりませんし、内容が合意する文書かどうかということも不明でございますので、なかなか具体的に今お尋ね件についての的確にお答えができないということはお容赦いただきたいと思いますが、ただ今回の検証の中でですね、史実に忠実な復元という解釈の不一致が、遠因の中の最も大きな原因としてですね様々なところに影響を及ぼしたということが言われております。

そういった中で市長副市長、それから職員全体がですね共通認識をしっかりと持った上で情報発信ができ事業が進められるべきだということが、この検証報告の検証報告の中で指摘されております。

そういった観点から考えましてですね、実際にそういう状態になっているのかということについては、文書がわからない中ではありますが、3者市長、副市長、職員全てが同じ認識のもとで事業が進められるべきであるというとは言えるというふうに思っております。

横井利明（自民・南区）：副市長さんと、少なくとも局長さんは認識違うんだよね。

局長さんは、最終報告が出た段階で総括をして再発防止をして、初めて障害者団体に対してコンタクトが取れるようになると言った。松雄さんはそうではなくて、報告書が出る前に、そして総括をする前に、再発防止策をやる前に、もう障害者団体とアポイントを取って、名古屋城天守閣復元の合意を取り付けようとしていた。

全然違うじゃないですか。やってることと考えていくと、これいくら、これをしっかりやったらすぐに信頼されるようになるといくら言われても、いや本当にそうなんですかと。

ね、まさにやってる最中に市役所中バラバラじゃないですか。

ごめんね、あなた方の責任じゃないけどよくわかってます。

一生懸命、外部の方よりよくやったのわかってるんだけど、やってきたことが全く反映されないところが、もうこんな段階で、明らかになってるわけですよ。だからちゃんと調べてほしいと。

これを徹底的に調べることによって、何が問題で、いくらあなた方が一生懸命やっても、なぜ反映されないのかについて今やっておかないと、今回やらなきゃ、もう1回やりますよこれ、この問題、だから、しっかり検証して欲しいって言ってるんです、この問題においてもね。

そのためには前提として、その文書について公文書と言われる文書について1回出してもらって、そして、本会議のメモもしっかりこの委員会に出してもらって、記者のぶら下がり発言についても、きちんとつとまとめて出してもらって、そういったものを基にしながら、きちんと検証すべきじゃないのかってことを、申し上げてるんです。

それを頬かむりして知らん顔してやっていったら、結局は市民の多くの皆さんは名古屋っていうのは人権なんかじゃないんだと思う人権なんかどうでもいいんだと。城さえできりゃええんだと思われたら、そんな不幸な名古屋城ないですよ、人権ない城なんて言われたら、誰もそんな城作って欲しくないですよ。

ね、だからやるべきだと私は申し上げてるんだけど、ちょっと松雄さんここに呼べないのかね。

所管じゃないことはよくわかってます。

だけど、これだけ大きな問題、いわゆる検証委員会の結果が出てから皆さんやるという認識でやっていたね。

全ての人がそういう認識だった。それ出る前に、検証結果が出る前に、総括もやる前に、再発防止をやる前に、勝手にこういうことやって、しかも内容は人権守って私頑張ります。合意しましょうなら、百歩譲ってよくわかる。だけど合意の内容が何で名古屋城の復元にバリアフリーに合意するんですか。もうそれね全然わかんないんだ。なんか名古屋おかしくないかと。

大問題ですよこれ、名古屋市政にとって、だから私は所管の副委員長ではないんだけど、やっぱり人権をねこれだけ今皆さん議論した外部の方も入って努力された。

今、この問題に目をつおって、議会がやるべきではないし、そのことは絶対に市民の信頼を得られないですよ。

ましてや、障害者の方々だって絶対理解しないですよ。

ですから、私は来ていただくべきかなと思うけれども、難しいことはわかって、ちょっと委員長さんの方にもお願いをさせていただきたいと思います。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：所管じゃないことをわかって横井委員は今おっしゃったんだと思いますけど、そうすると一つ例を作ると、これからも所管じゃないけれどもが頭につけば、どの委員会でもやれることになってしまうと思いますので、やはり所管の局でもし副市長を呼ぶべきだと言われれば呼ばればいいと思いますけども、ここはやはり総務環境委員会なので、所管が違えば副市長を呼ぶべきではないと思いますので、お取り計らいお願いします。

横井利明（自民・南区）：驚いたね議会の責任の放棄だ。

これだけ人権が大きな問題になってる中で、議会そのものが、その検証とかね調査をやることを全て放棄をしてやるっていうびっくり。あのね議会にはね、参考人制度ってあるんですよ。ちゃんとね議会基本条例に書いてありますよ。

その参考人制度を使えば、きちんと正規の手続きでもって、副市長さんに来ていただくことができます。

これは正規の手続きに明記してある。きちんと条例読んでから発言してください。恥ずかしい。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：今横井委員がおっしゃったことであるならば、最初から横井委員は参考人として呼ぶとおしゃればよかったのであって、所管が違うかもしれないけどとおっしゃるので、所管が違うなら所管するところでやられたらいいという発言をさせていただきました。

横井利明（自民・南区）：こんな議論することも本当恥ずかしいんだけど私はね、へりくだっていただけですよ。

遠慮申し上げて、ね、いろんなことに配慮する中で、松雄さんには申し訳ないけどっていう思いでもって慮って発言しただけです。恥ずかしいです。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：今横井委員から松雄副市長の参考人という形での当委員会へのお越しいただくという件につきまして、正副委員長で相談したいので、

成田たかゆき（自民・天白区）：今横井委員の発言においては全く私も異論ございません。なぜならばという先ほど来から局長を初めこの文書の所在についての認識が曖昧だということもあった。横井委員からのいわゆる資料要求として、その文書、ぶら下がりにおいても公文書ということを確認をさせていただいていることが確認をされておりますので、そう

いった観点からは、行政文書にあたる公文書。文書は実在する政策決定に当たってのその文章副市長という機関という立場で書いてるんですけど一緒だということを元にマスコミに向かって、出席者に向かっておっしゃってますから、そこはやっぱりねはっきりさせるべきですからこの大変な状況の中そうしたことを、やっぱりこれは流してはならないと思いますので、しっかりそこはお出しいただきたいのと同時に、これはあの必ず言っているのでお出しいただきたいんだけど、本会議において、先ほどの浅井議員との質問のやり取りで、団体の方から私一通のメールを頂戴いたしましたとうこう発言をされてるんですね。

これは明らかにご自身でおっしゃってる、それは何のメールなのか、これは資料に出せるでしょ。そして、先ほど横井委員からのその資料要求と加えて、このメールについてもお出しをいただきたいと思いますけども、当局のお考えを確認します。

総務課長：先ほどご横井委員からご要求いただきました資料と合わせて、一度確認の方をさせていたで行きたいと存じます。ちょっと私どももそのメールを確認してないところというところがございますので、併せて確認の上提出できるものであれば、提出の方をさせていただきたいと思います。

成田たかゆき（自民・天白区）：本会議で自分でね、メールをご自身をもらったということが言ってるんですよ。

これは明らかなんだよね。だから確認をしたいと言ってるんですよ。

ましてや人権という言葉を、こちらに向かっておっしゃったにもかかわらず、メールの相手に了承を得てそのことすらもね、踏まえて、おっしゃったのか、きっとそうなんでしょう。相手があって。だって人権考えてんだろう。

発信者の思いを汲むならば、メールが来たからやったって言わないよね。

発信者との理解も得て了解を得て了承を得た上で、このメールの所在も明らかにされていると、私はきっとそう思い、ですから、私はメールはお出しただけがいいと思います。もちろんそれも個人情報等も含めて、相手のことがありますから、ただそれをもってして、この行為に至ったという発言が本会議場でありましたから、これはお出しいただくべきだと思いますよ。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：それでは今の資料請求も含めて正副で少し調整したいと思いますので暫時休憩させていただきます。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：はい、お待たせいたしました。

それでは総務環境委員会再開させていただきます。

先ほど横井委員からのご申し出に関しまして、今正副で話をさせていただきましたが、今すぐ結論の出る状況じゃないので、正副に預けていただきたいと思います。

さわだ晃一（公明・西区）：先ほどの横井委員からの提案に加えて、審議の環境をぜひ整えていただきたいという思いは、私、私もありますので、これはちょっと経済水道委員会ともご相談いただいて、先方さんの意思もご確認をいただくとかそんな調整も必要だと思うんですけども連合審査総務環境と、経済水道委員会の連合審査をぜひ委員長の方で、正副委員長の方でご調整いただきたいなということだけ申し上げておきたいと思います

丹羽ひろし（自民・名東区）：今、沢田委員の議事進行に関しましても、今すぐ答え出せませんので、しっかり思いを受け止めまして経済水道委員会と調整して、またご報告させていただきたいと思います。

佐藤ゆうこ（減税・東区）：はい、すみません先ほど横井委員の方から副市長が本会議において公文書といったというご発言があったんですけども、それは一度、あの調べていただきたいと思います 私の記憶では、あの本会議場で公文書と言われたとは思っていません。同席者の前で言ったから同じでしょということではないと思います。本会議で言ったかどうかということについては委員長におかれましてはしっかりお調べいただいて違うのであれば、横井委員の発言も精査していただきたいというふうに思います

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：その件に関しましても確認をさせていただきます。他に、資料の関係ですね。

総務課長：要求いただきました資料につきまして確認の方をさせていただきたいと思います。松尾副市長がお持ちになられている身体障害者団体とのやり取りした文書、そしてし、一通のメールを受け取ったという発言がございましたのでそのメールあと、9月24日本会議でのとの答弁、そして記者のぶら下がりでのやり取り、以上の資料をご用意ということで、用意準備させていただきたいと存じます。

はい、横井委員、いいですねそれで、はいそれでよろしく申し上げます他にないようであります。

すみません先ほどの議員間討議ということで服部委員お願いします

服部将也（民主・北区）：はいそれではですね改めて確認をさせていただきたいと思います。先ほどの大村委員のご発言ご主張の中で先ほども申し上げたんですが私の取り違えかもしれないんですが、不可解な部分がございますのでまず確認をさせていただきたいと思いますが、この討論会良いが終わった後にこの差別発言が発覚をしたとその後参加者にお詫び文を郵送した発送したということについてのご発言であります何がどういけなかったのかということについて表記をすべきであるのではないかという趣旨のご発言があったと私は解釈をしたんですがそのところをちょっと教えていただけませんか。

大村光子（減税・昭和区）：何がというのか、お詫び文を出されたのであれば、そのときに、差別を受けた方への個別の謝罪とか、あとちょっと私一言一句全部覚えてるわけではないんですけどでも、どういうものが差別発言に当たるかということをお伝えすることも行政の務めだと思いますというような発言をさせていただいてるかと思います。

服部将也（民主・北区）：大体私の記憶と合致をしておったんですけども、討論会が終わってから時間のない中でですね、その具体的な差別発言を特定するという事は、私はなかなか難しいであろうというふうに思うんですね。

人権に関わる問題であるので、1年以上の時間をかけて慎重にご議論いただいて今回最終報告が出てきたわけであって、慌ててその文書を作成してですね、過不足が過不足があったり、あるいは誤解が生じたりした場合にですね、誰が一体責任を取るのかとまさに2次的な責任が発生をする可能性があるというふうに私は思うんですけどもどうなんでしょうそのあたりは、

大村光子（減税・昭和区）：私は最初のほうで何を、なんでしなかったのですかという質問をさせていただいております。

最終最後の方にちょっと私がお伝えしたのが、最終報告が出来た今だからこそ先ほど私が申し上げたような対応が可能だと思うんだけども検討されないのか、もしくは県今後はされないのかというような質問でさせていただいてるかと思います。

なので、何を申し上げたいかという、急いで今どちらにしてもやれないわけなので、最終報告ができた今だからこそやれるのではないですかということをお尋ねしたと思います。

服部将也（民主・北区）：私まずねその最終報告が出来上がった現状時点で、参加者の皆さんにやること、文書を発送することは無意味ではないと思います。

ただ、参加者の方々だけでいいわけではないですね。

これは市民全体の大問題であるから、従ってその参加者の皆さんにだけ特別に文書を出せばいいということではないだろうということは一つ思いますそれからですね、元々に立ち返って考えればですね当日、しっかりお詫びをすることが大切だったと思うんですけども、差別発言の有無については即座に断定をできても、どこからどこまで具体具体的に差別発言であるのかという断定まではですね、当然当日はできないわけです。

併せて言うと、その背景ですとか原因までですね、そんな説明することはできようはずもないということですのでそうした意味では、私はあなたのご発言ご主張というのは今日の議論とは根本的に相いれないご発言であると、私は先ほど承ったところでございますそうした意味で私この討論会が終わった後に発出をされたお詫び文についてはつまびらかに見たわけではありませんけれどもまずはその特定をですね言及をする、差別発言がどこだったのかということについて言及をしなかったそんな不用意拙速なことをしなかったという意味

については、その対応で、むしろ私は了としたいというふうに思いますもっと言うならですね、その参加者の方々、問題、参加者の方々だけの問題ではないということは、これははっきり申し上げておかなければいけませんので、大村さんの発言のまま終わってしまうと、異論がなかったということになりますので、あえて申し上げておきたいと思います。

大村光子（減税・昭和区）：先ほども申し上げましたけれども、最終的に私が最後申し上げたのは、最終報告ができた今だからこそ申し上げております。ので、そこはご理解いただければと思います

服部将也（民主・北区）：最終報告がその出来上がった今だからこそ、全ての市民の皆様にお考えをいただく関心を持ちいただく責任が名古屋市にはあるということです。

当事者の方々だけの問題ではない。

人権の問題というのは、そんな狭い小さな問題ではないということです。

大村光子（減税・昭和区）：別に当時すいません、私はあの当事者だけとかそういうことを申し上げているのではなくて、先ほどちょっと申し上げましたが最終報告ができた今だから、嘘こういことができるんじゃないですかという質問をさせていただいてるのでそこはご理解いただければと思いますので理解できないですよ。

言葉足らずも甚だしいんです。

そういうことが大きな問題になっていくんです。

だから今回問題にしたんです。

以上です。

委員長 丹羽ひろし（自民・名東区）：他にないようであります。

この場合委員長から、申し上げます。本日は昨年8月から1年以上にわたり、検証委員会で熱心に検証を行った結果をご報告いただきました。

今後報告書に記載のある提言を含め、検証委員会からいただいた様々な指摘や、本日、委員会の中で出された意見などに基づき本市が真に人意見が尊重される街となるべく、再発防止策など、市民の信頼を取り戻すための取り組みが進められることになるかと存じますが、先ほど局長から決意が述べられました通り、これで終わりではありません。

スポーツ市民局におかれては、人権の所管局として、各局の取り組みをしっかりと注視するとともに適宜当委員会を委員の皆様にも、その場今日報告していただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

なお先ほどの連合審査会等を含めてまた皆様の方にもご理解いただかなければいけない状況にもあると思います以上をもって本件を終了いたします本日の予定は以上であります。

あすは午前10時半から総務局関係の総括質疑を行った後付議議案に対する意思決定を行い、引き続き総務局総務関係の所管事務調査を行いますので、よろしく願いいたしますこれにて本日の委員会を閉会散会いたします。

お疲れ様でした。